

(平成29年度版)

# 「第5次日向市男女共同参画プラン」

## 関連事業実施状況報告書



宮崎県日向市

## 目 次

### 平成29年度関連事業実施状況報告書について

1 作成の趣旨	P 1
○本報告書の構成	
2 基本的事項	P 1
○基本理念	
○基本目標	
3 計画の体系	P 2
4 事業実施状況（主要課題別 平成29年度取組実績）	P 3～41
○数値目標一覧	P 42～44
5 総括	P 45
<b>【資料】</b>	P 46～54
○女性の参画状況（審議会等における女性委員の割合）	
○日向市男女共同参画推進条例	
○用語解説	

## 平成29年度関連事業実施状況報告書について

### 1 作成の趣旨

この報告書は、「日向市男女共同参画推進条例（平成20年4月1日施行）」第24条に基づき、平成29年3月に策定した「第5次日向市男女共同参画プラン」（以下、「第5次プラン」という。）関連事業の推進状況を明らかにし、公表するものです。

#### ○本報告書の構成

第5次プランでは、「日向市男女共同参画推進条例」に規定されている7つの理念（以下、「基本理念」という。）に基づき、3つの基本目標を定め、それぞれの目標に主要課題を設けて各種施策の推進を図っています。[→体系図 P2]

本報告書は、前述の基本目標に設けられた主要課題ごとに取り組む事業【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】別に、その事業実績及び現状と課題をまとめ、併せて数値目標の進捗状況一覧を掲載する形で構成されています。

### 2 基本的事項

#### ○基本理念

「日向市男女共同参画推進条例」には、男女共同参画の形成について、次の7つの基本理念が規定されています。これらの基本理念に基づいて取組を進めることにより、性別にかかわらず全ての人が、人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- 全ての人の人権の尊重（第3条）
- 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
- 多様な活動に参画する機会の確保（第6条）
- 性の尊重に基づく健康への配慮（第7条）
- 教育における配慮（第8条）
- 国際理解及び国際協力（第9条）

#### ○基本目標

第5次プランでは、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、家庭・学校・地域・職場その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、市民一人ひとりの意識に深く浸透することを目指し、次の3つの基本目標を定めています。

- (1) 男女共同参画社会に向けた基盤整備
- (2) あらゆる分野における女性の活躍
- (3) 安全・安心な暮らしの実現

なお、これら3つの基本目標に基づく主要課題を体系づけたものが次の「体系図」です。

### 3 計画の体系

## 体系図

キャッチフレーズ 「一人ひとりが大切にされるまち日向市」を目指して

基本理念	○全ての人の人権の尊重	○社会における制度又は慣行についての配慮
	○政策等の立案及び決定への共同参画	○多様な活動に参画する機会の確保
	○性の尊重に基づく健康への配慮	○教育における配慮
	○国際理解及び国際協力	

男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備・強化

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤整備

主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実

主要課題2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

#### 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

※「女性活躍推進法に基づく日向市推進計画」

主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備

主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備

主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進

#### 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

※「第2向日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

主要課題9 セクシュアルハラスメント及び性犯罪の防止

主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援

#### 4 事業実施状況（主要課題別 平成29年度取組実績）

##### 基本目標Ⅰ「男女共同参画社会に向けた基盤整備」

##### 主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実

男女共同参画社会の形成には、市民一人ひとりに男女共同参画意識の浸透を図る必要があり、教育・学習が果たす役割は極めて重要であることから、拠点施設である男女共同参画社会づくり推進ルーム（さんびあ）を中心に男女共同参画についての情報提供・各種講座を実施し、男女共同参画意識の浸透を図ってきました。しかしながら、固定的な性別役割分担意識\*など男女共同参画社会の形成を阻害する要因は依然として存在することから、今後も、家庭・学校・職場・地域と相互の連携を図りつつ、性別や年齢にかかわらず、誰もが生涯にわたり、男女共同参画について教育が受けられ学習ができる機会を提供し、その内容の充実に努めていく必要があります。

##### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
1	日向の子どもたちの未来づくり	男女平等教育を推進するに当たり、地域の社会人講師を活用するなど、各種団体と連携して様々な学習の場をつくり、男女共同参画概念の浸透を図ります。	○よのなか教室 開催数：116回 (小学校67回、中学校36回、高校23回) 参加者：9,367人(累計)	学校教育課
2	男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画社会づくり推進ルーム（さんびあ）を拠点に、研修会やフォーラム啓発事業を行うとともに、事業効果について検証します。	○男女共同参画基礎講座 開催数：4回 参加者：延べ65人 ○出前講座 開催数：5回 参加者：153人 ○体験型事業：料理教室等 開催数：4回 参加者：77人 ○暮らしの中の男女共同参画講座 開催数：1回 参加者：18人 ○日向ひまわりフォーラム 3月17日(土) 国谷裕子さん講演会 参加者：473人	地域コミュニティ課  (日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会)
3	学校教職員、幼稚園教諭、保育士を対象にした男女共同参画概念を深める研修	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、学校教職員、幼稚園教諭、保育士対象の研修機会を提供します。	○出前講座 開催数：2回 参加者：76人 (富島高校、日向高校での職員研修)	地域コミュニティ課  (日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会)
			各学校が年間3回程度の人権に関する研修会を実施している中で、男女共同参画の視点に立った意識、知識を高めるための研修に取り組むとともに、新たな視点としてLGBTをテーマにした研修にも取り組み始めた。	学校教育課
			市で開催される研修への案内、参加要請を行った。	こども課

4	男女共同参画関連図書等の整備・充実	男女共同参画に関する図書、雑誌を広く収集し、男女共同参画関連図書コーナーを設置します。	○男女共同参画関連図書の貸出 ○関連展示に併せた図書の展示（男女共同参画週間啓発パネル展） （10/11～10/31）	図書館
5	市職員に対する男女共同参画の研修	男女共同参画について理解を深め、各施策に男女共同参画の視点を導入できるよう研修を行います。	○男女共同に関する職員研修（ワークショップ） 開催数：1回 参加者：34人（うち市職員27人） 対象：市職員及び関係者 講師：高崎恵さん 「多様性に富んだ活力ある日向市をめざして 男女共同参画に関する理解を深める」	職員課 地域コミュニティ課
6	男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	固定的な性別役割分担意識の解消と「男女の人権の尊重」に基づいた自立意識を育むために、家庭教育学級、高齢者学級等において、男女共同参画社会についての理解を深めるよう努めます。	○自主学級の活動目標の一つである「人権問題」の学習に取り組んだ。 家庭教育学級：27学級、女性学級：11学級、高齢者学級：14学級	文化生涯学習課
7	各種相談員への意識啓発	各種相談員のより一層の意識の向上のために、相談員対象の研修機会を提供します。	○県内研修 開催数 DV関係：3回、県主催講座等：5回 ○県外研修 開催数 2回（沖縄、佐賀）	地域コミュニティ課
8	各種団体への意識啓発	各種団体を対象とする研修を実施する際には、男女共同参画の視点に立った研修を実施します。	○教職員向け出前講座（富島高校、日向高校での職員研修） 開催数：2回 参加者：76人 ○企業等向け出前講座 開催数：2回 参加者 47人	地域コミュニティ課 （日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会）
9	男女共同参画推進リーダーの養成	男女共同参画について理解が広がるよう、推進リーダーを養成します。	○県男女共同参画地域推進員養成講座の受講・案内 H29年度受講者：3人 委嘱者：日向市5人	地域コミュニティ課
10	情報提供の充実	男女共同参画に関する法令や国・県・市の取組に関する情報について、市のあらゆる媒体、あらゆる機会を利用して提供します。	○市ホームページ、市フェイスブックを活用した情報提供 ○広報紙「さんびあ」の発行（年3回） ○国・県・他市等の情報提供	地域コミュニティ課 （日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会）
11	メディア・リテラシー*養成	メディア・リテラシー*の一環として、男女の人権を尊重した表現等を理解できるような教育を進めるとともに、学習の機会を提供します。	庁舎内や推進ルームでのチラシ掲示等で、市民への啓発に努めた。	地域コミュニティ課
			○自主学級におけるメディア・リテラシー学習（1学級）	文化生涯学習課
			○学校ICT整備事業 パソコン教室等へのICT機器整備（平成28年度～）	学校教育課

### (主な現状と課題)

- 男女共同参画に関する基礎的な講座は参加者が少ないものの、体験型講座は人気がある。市民に興味を持ってもらえる講座の企画・展開が必要であるとともに、拠点施設（さんびあ）の認知度を上げていくための広報にも力を入れていく必要がある。（地域コミュニティ課）
- 庁内で開催される研修と並行して、研修センターが行う「女性が楽しく働くためのセミナー」や自治大学の「特別課程」など、女性職員の職業キャリアの形成を目的とした研修にも職員を派遣したい。また、全ての研修において、男女の区別なく受講がしやすい配慮をしたい。（女性限定の研修を除く）（職員課）
- 各自主学級活動で積極的に取り組んでいただきたい講座の一つに「人権問題」を組み込むよう依頼しており、全52学級中18学級が人権に関する講座や研修会に参加したことから、今後もこのような取組を推進していく。一方で、「メディア・リテラシー\*」に取り組む学級数は大幅に減ってしまったため、様々な場面を通して、学習機会と情報の提供を行っていく。（文化生涯学習課）

## 基本目標Ⅰ「男女共同参画社会に向けた基盤整備」

### 主要課題2「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

私たちの暮らしの中には、依然として根強く性別に起因する偏見や差別が存在していることがうかがえます。このような現状を踏まえ、市民啓発の講演会、教職員を対象にした人権研修に取り組むとともに、人権教育に「男女の人権の尊重」の視点を加え、「男女の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画概念について理解を深める取組を推進してきました。

#### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
3	学校教職員、幼稚園教諭、保育士を対象にした男女共同参画概念を深める研修 【再掲】	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、学校教職員、幼稚園教諭、保育士対象の研修機会を提供します。	○出前講座 開催数:2回 参加者:76人(富島高校、日向高校での職員研修)	地域コミュニティ課  (日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会)
			各学校が年間3回程度の人権に関する研修会を実施している中で、男女共同参画の視点に立った意識、知識を高めるための研修に取り組むとともに、新たな視点としてLGBTをテーマにした研修にも取り組み始めた。	学校教育課
			市で開催される研修への案内、参加要請を行った。	こども課

12	人権教育推進	子どもたちが、性別に捕らわれずお互いの個性や能力を尊重し、能力を伸ばすことができるよう、学校・教育委員会・行政が連携して人権教育を推進します。	○教職員等を対象にした研修会等を実施 人権・同和教育研修会（5月）対象：小中学校管理職 人権・同和教育研修会（8月）対象：教職員や学校関係者 教職員同和教育研修会（12月）対象：教職員 人権・同和教育社会科実践報告会（2月）対象：管理職と社会科担当職員	学校教育課
			○小中学校管内研修 5月16日 新任学校長及び教頭 21人 9月20日 市内小中学校管理職研修 45人 ○市役所職員研修 5月18日 新入職員 18人	地域コミュニティ課
13	人権・同和問題の市民啓発	「日向市人権・同和教育研究大会」「日向市人権・同和問題市民講演会」「人権について考える市民の集い」の開催を通して市民の人権意識を高めます。	○日向市人権・同和教育研究大会 8月1日（火） 参加者：691人 ○日向市人権・同和問題市民講演会 11月10日（金） 参加者：220人 ○人権について考える市民の集い 3月14日（水） 参加者：250人	学校教育課 地域コミュニティ課
			人権全般についての研修の中で、男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直しについても課題として取り上げて進めた。 ○人権出前講座 全14回 参加者：186人	地域コミュニティ課
14	「児童憲章」「子どもの権利に関する条約」の普及・啓発	子どもの利益が最大限尊重されるよう「児童憲章」「子どもの権利に関する条約」の普及・啓発に努めます。	○人権についての出前講座や研修会に取り組んだ自主学級 18学級	文化生涯学習課
			学校の教育活動全体を通して、子どもの権利が尊重されるように指導するとともに、体罰が起きないように、通知及び調査を実施し、管理職及び生徒指導主事等へ指導した。	学校教育課
			○市広報掲載、市役所玄関前での啓発 期間：児童虐待防止推進月間（11月） ○出前講座の開催 開催数：2回 ○行政職員等に対する研修会 開催数：2回 ○民生委員・児童委員に対する研修会 開催数：6回	こども課
15	障がいのある人の権利擁護の推進	障がいのある人が主体的に生活できるよう、権利擁護を推進します。	○『2017日向市ふれあいフェスタ』の開催 開催日：12月3日（日） 会場：日向市文化交流センター、日向市中央公民館 参加者：約1,000人 ○障害者週間（12月3日～9日）記念事業 ふれあいフェスタのポスター原画や障がい者施設等の作品展示 「おはなしサロン」の開催	福祉課
			○小・中学校へ特別支援教育支援員を配置（22人） ○チャレンジ教室「ひなた」において、通級を必要とする幼児・児童に対し、週1回程度、個々に応じたスキル訓練を行った	学校教育課

16	人権講座講師の育成	あらゆる人権問題の解決に向けて人権講座講師の育成・充実に努めます。	○人権・同和問題啓発講師団研修会その1（7月21日） 参加者：講師団及び市職員 66人 ○人権・同和問題啓発講師団研修会その2（11月17日） 参加者：講師団及び市職員 83人	地域コミュニティ課
----	-----------	-----------------------------------	---	-----------

### （主な現状と課題）

- 職員研修や市民向け講演会では、「日向市人権教育・啓発推進方針」における重点課題をテーマとして選定しているが、今後は女性問題も取り上げていく必要がある。併せて、幅広い人権教育の推進を図る上でも人権出前講座の開催回数を増やしていく必要がある。（地域コミュニティ課）
- 人権講座に参加した自主学級が増加したことは、人権問題に関心をもつ学級が増えたことと考えられる。今後は、人権講座において、子どもの人権に特化した講座を開催する必要がある。（文化生涯学習課）
- 「児童憲章」「子どもの権利に関する条約」に関しては、児童福祉法の改正に伴い、関連する部分の説明を行った。一方で、条文や正しい解釈の普及においては課題が残る。（こども課）
- 「ふれあいフェスタ」については、市民から寄せられる需要に応じて実行委員会形式で実施しており、当日は多数の来場者があるものの、フェスタの存在を知っていて毎年来場する方々が大半であるため、新規開拓が継続的な課題でもある。（福祉課）

## 基本目標Ⅰ「男女共同参画社会に向けた基盤整備」

### 主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

私たちの暮らしに関わる制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものではありませんが、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるものもあるため、社会通念、慣行、偏った考え方が、多様な生き方の選択に影響を与えることを認識し、見直していく必要があります。現行の制度や慣行がどのような影響を及ぼしているのか市民一人ひとりが気づくことが重要なことから、あらゆる機会において、男女共同参画についての確かな理解につながる広報や学習を展開してきました。

### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
2	男女共同参画に関する講座の開催【再掲】	男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画社会づくり推進ルーム（さんびあ）を拠点に、研修会やフォーラム啓発事業を行うとともに、事業効果について検証します。	○男女共同参画基礎講座 開催数：4回 参加者：延べ65人 ○出前講座 開催数：5回 参加者：153人 ○体験型事業：料理教室等 開催数：4回 参加者：77人 ○暮らしの中の男女共同参画講座 開催数：1回 参加者：18人 ○日向ひまわりフォーラム 3月17日（土） 国谷裕子さん講演会 参加者：473人	地域コミュニティ課  （日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会）

3	学校教職員、幼稚園教諭、保育士を対象にした男女共同参画概念を深める研修【再掲】	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、学校教職員、幼稚園教諭、保育士対象の研修機会を提供します。	○出前講座 開催数：2回 参加者：76人(富島高校、日向高校での職員研修)	地域コミュニティ課  (日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会)
			各学校が年間3回程度の人権に関する研修会を実施している中で、男女共同参画の視点に立った意識、知識を高めるための研修に取り組むとともに、新たな視点としてLGBTをテーマにした研修にも取り組み始めた。	学校教育課
			市で開催される研修への案内、参加要請を行った。	こども課
5	市職員に対する男女共同参画の研修【再掲】	男女共同参画について理解を深め、各施策に男女共同参画の視点を導入できるよう研修を行います。	○男女共同に関する職員研修(ワークショップ) 開催数：1回 参加者：34人(うち市職員27人) 対象：市職員及び関係者 講師：高崎恵さん 「多様性に富んだ活力ある日向市をめざして 男女共同参画に関する理解を深める」	職員課  地域コミュニティ課
17	人権啓発推進	各種人権啓発研修の中で、男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直しについて啓発を推進します。	人権全般についての研修の中で、男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直しについても課題として取り上げて進めた。 ○人権出前講座 全14回 参加者：186人	地域コミュニティ課
18	行事・イベントにおける慣行の見直し	男女共同参画の視点に立ち、行事等における固定的な性別役割分担意識の見直しと意識改革を推進します。	男女共同参画週間(6月23日～29日)におけるパネル展の開催や、国・県からの情報を各関係機関において掲示することで市民への情報提供及び意識の醸成に努めた。	関係各課
19	市の作成する広報・刊行物などにおける男女共同参画概念の視点を踏まえた表現の推進	内閣府が作成している「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」について周知を図ります。	内閣府が作成している「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を、職員へ周知を図り、市が作成する広報物等への配慮を求めた。	地域コミュニティ課
20	性別で分けない名簿(男女混合名簿)の実施	性差別をなくすためには、授業や行事などあらゆる場面で人権の視点をもって取り組む必要があります。性別で分けない名簿(男女混合名簿)を各学校で作成し、学校、保護者全体で男女共同参画社会についての理解を深めます。	性別で分けない名簿(男女混合名簿)については、小・中学校の全校21校中19校で実施。未実施校(2校)も平成30年度から完全実施。	学校教育課

21	固定的な性別役割分担意識に捕られない進路指導、職場体験実習の実施	男女別の職業意識を持つことなく、生徒が主体的に将来の方向を決定できるよう、職場見学や職場体験学習を実施します。	総合的な学習の時間を核として、各学校で働くことの意味について考える学習を展開するとともに、全小中学校で、企業と連携した出前授業を、中学校では職場体験学習を実施した。	学校教育課
22	家事・介護等体験講座の実施	家事・介護等の講座の充実を図り、生活面での自立を支援します。特に男性の積極的参加を促すため、開催場所等についても検討します。	○家族介護教室を実施した自主学級数：4学級	文化生涯学習課
			東郷地域包括支援センター介護予防教室のメニューの1つとして、地域の男性を主体とした料理教室を開催した。	高齢者あんしん課
23	男性の育児・介護休業制度の利用促進	多様な働き方の選択が尊重されるよう、男性の育児・介護休業取得を促進します。	○体験型事業 「パパ（またはおじいちゃん）とキッズのクリスマス・クッキング」 参加者：16人	地域コミュニティ課  （日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会）
			市庁舎や推進ルーム（さんぴあ）に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めた。	地域コミュニティ課
			子育て応援ハンドブック等で随時PRを実施	こども課
24	パパママ教室の実施	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考えるきっかけづくりを行います。	国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーや窓口に置き、周知を行った。	商工港湾課
			○パパママ教室 開催数：年6回（日曜日） 参加者：108人（父：54人、母：54人）	こども課
25	女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」*の推進	市の男性職員の配偶者出産休暇の平均取得日数を5日（完全取得）、育児参加のための休暇又は育児休業の取得割合を80%以上にします。	○男性職員の配偶者出産休暇取得者8人（対象者12人） うち、6人は完全取得（5日間）	職員課

### （主な現状と課題）

- 介護に関する学習を開催した学級は、4学級と少なかった。高齢者学級だけでなく、家庭教育学級においても取り組んでいただけるよう要請していく。（文化生涯学習課）
- 男性の育児・介護休業制度の利用促進については、事業主の理解が必要である。市庁舎内での広報スペースで周知を行うとともに、今後も関係機関への情報提供に努めていく。（商工港湾課）
- 市男性職員の配偶者出産休暇取得に関しては、職場によっては完全取得が可能で、制度そのものの周知が図られてはいる。今後も周知活動を広げる必要がある。（職員課）

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

### 主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備

働きたい人がその能力を十分に発揮することができるよう、性別や雇用・就業形態に関係なく、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）\*」を可能にする環境の整備が求められています。そのためには、性別を理由とする差別的取扱い、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い\*の根絶、男女間の賃金格差の解消等、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が不可欠であり、不安定な労働条件に置かれやすい非正規雇用者や仕事と生活の場を同じくする農林水産業者・商工自営業者等の働き方による生活上の諸課題について、男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。このような現状を踏まえ、「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と子育て支援等の生活環境の充実に取り組んできました。

#### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
23	男性の育児・介護休業制度の利用促進 【再掲】	多様な働き方の選択が尊重されるよう、男性の育児・介護休業取得を促進します。	市庁舎や推進ルーム（さんぴあ）に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めた。	地域コミュニティ課
			子育て応援ハンドブック等で随時PRを実施	こども課
			国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーや窓口に置き、周知を行った。	商工港湾課
26	企業に対するワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を「社員が輝く！先進企業」として認定するなど、推進のための広報・啓発を行います。	「社員が輝く！先進企業」を認定（1社）（株）マルイチ（女性が子育てをしながら働きやすい職場づくりを推進している。）	商工港湾課
			市庁舎や推進ルーム「さんぴあ」に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めた。	地域コミュニティ課
27	妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いをなくす啓発	妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱いをなくすため、企業に対する啓発を行います。	市庁舎や推進ルーム「さんぴあ」に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めるとともに、商工会議所等への情報発信も併せて行った。	地域コミュニティ課
28	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の促進のための企業への啓発・支援	企業経営者に対する働き方改革等に関する普及・啓発を行うとともに、労働者が300人以下の企業を対象に、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の支援に努めます。	市庁舎や推進ルーム（さんぴあ）に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めた。	地域コミュニティ課

29	働く女性の母性保護と母性健康管理の促進	労働基準法における母性保護措置及び男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置の周知を図ります。	国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーや窓口に置き、周知を行った。	商工港湾課
			条例及び規則に基づき各種制度の適正運用に努めた。 育児休業制度は8名が取得、産前産後休暇制度は9名が取得した。	職員課
30	職業訓練に関する情報提供	安定した就労、職域拡大のため、職業訓練に関する情報提供を行います。	○日向市就職説明会 主催：日向市地域雇用創造協議会 開催数：3回（8月、11月、2月） ○ハローワーク日向の求人情報掲載 掲載先：地域ナレッジ型情報サイト「るーくる」 ○職業訓練校のパンフレット等を市庁舎内の雇用情報コーナーに設置	商工港湾課
31	雇用分野の法律や制度に関する情報提供	男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知を推進します。	国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーや窓口に置き、周知を行った。	商工港湾課
			市庁舎や推進ルーム「さんぴあ」に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めた。	地域コミュニティ課
32	パートタイム労働者・派遣労働者の労働環境改善のための体制づくり	適正な労働条件の確保や福利厚生の充実など雇用条件の改善が図られるよう、事業者に働き掛けを行います。	国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーや窓口に設置した。また、最低賃金の改定を、市広報（12月号）に掲載した。	商工港湾課
			市地域雇用創造協議会主催のセミナー案内等を、推進ルーム「さんぴあ」内に配置し情報提供を行った。	地域コミュニティ課
33	再就職・就業継続希望者への情報提供	職場復帰及び再雇用への支援や情報提供に努めます。	国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーや窓口に設置した。また、最低賃金の改定を、市広報（12月号）に掲載した。	商工港湾課
34	就労環境の整備	育児休業制度、介護休業制度、労働時間の短縮、フレックスタイム制度の導入等の普及啓発を行います。	国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーや窓口に置き、周知を行った。	商工港湾課
			条例及び規則に基づき各種制度の適正運用に努めた。 育児休業制度は8名が取得、産前産後休暇制度は9名が取得した。	職員課

35	女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	持続可能で活力ある地域社会を維持していくため、あらゆる分野における女性の活躍推進が必要であることから、市の技術職（土木・建築）及び消防職の受験者総数に占める女性割合を10%以上にします。	○消防、建築への応募者：0人 ○土木職への応募者：18人（うち女性2人）	職員課
36	新しい働き方の普及促進	ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方ができるように、新しい就業形態に関する情報提供や技術の習得などの支援を行います。	国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーや窓口に置き、周知を行った。	商工港湾課
37	起業家への支援	産業支援センター「ひむか-Biz」を中心に、関係機関と連携し、起業家の育成や継続的な支援を行います。	○「ひむか-Biz」での相談受付実績：33件（起業関連） ○創業支援関係会議を開催（月1回） 対象：日向商工会議所、東郷町商工会、日本政策金融公庫、ひむか-Biz	商工港湾課
38	地域資源（直売・特産品づくり）を生かした活動の推進	地域資源を生かした新しい事業や起業を考えている人への支援を行います。	○各種セミナーの開催 主催：日向市地域雇用創造協議会 内容：異業種の方とのコラボレーションと地域資源の活用で新商品の開発を目指す、など。 ○創業支援関係会議を開催（月1回） 対象：日向商工会議所、東郷町商工会、日本政策金融公庫、ひむか-Biz	商工港湾課
			グリーンツーリズム事業の確立を目指した門松づくりなどの体験ツアーを実施し、市内外から計75名の参加者を受け入れた。	観光交流課
			6次産業化の希望者について、県と連携して相談会を開催し、補助事業の活用などの情報提供を行った。 また、薬草の里づくり事業の一環として、市内の薬草・野草を活用した薬膳の研究・開発を行う組織を創設した。	ブランド推進課
39	農林水産業への新規就業希望者への情報提供	農林水産業への新規就業希望者を支援する制度の充実を図るとともに、それらの制度や経営、技術、農地などに関する情報を提供します。	県東臼杵南部農業改良普及センター及び日向農業協同組合と連携し、新規就農者への情報提供や就農相談業務を行っているが、今年度の女性の新規就農者はいなかった。女性就農相談数：1人	農業畜産課
40	家族経営協定*締結の促進及び啓発	女性の労働が適正に評価されるよう、男女共同参画の視点に立った家族経営協定の締結などの取決めを働き掛けます。	実績なし	農業委員会（※所管） 農業畜産課

41	誰もが安全で快適に働くための学習機会の提供	農業従事者への労働軽減技術に関する情報提供など、安全で快適に働くための研修機会や情報の提供に努めます。	○H29.9.22「女性のつどい」の開催 参加者：16人（女性農業者）	農業畜産課
42	多様な保育サービスの提供	子育て中の人の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時保育、休日保育等を行います。	○延長保育 実施機関：公立2園、法人立23園（30分延長：8園、60分延長：17園） 利用者：32,624人 ○一時預かり 実施機関：法人立2園 利用者：1,364人 （なお、自主事業として実施している園もある。） ○休日保育 実施機関：法人立1園 利用者：320人 ○病後児保育 実施機関：法人立2園 利用者：1,249人	こども課
43	ヘルシースタート事業	全ての子どもの幸せな人生のスタートを応援するため、妊娠から新生児期、乳幼児期のライフステージごとに切れ目なく支援できるよう関係機関の連携を図る子育て世代包括支援センターを設置するとともに、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、乳幼児健診事業等の充実を図ります。	子育て世代包括支援センターを設置してヘルシースタート嘱託員（母子保健コーディネーター）を配置。本嘱託員を中心に、養育に不安や困り感を抱える保護者に対して、産前・産後サポート事業、家族・親子支援プログラムへのつなぎを行った。 2歳6か月児健康診断を実施し、歯科の診察、発達や療育の相談、言葉の相談を行った。	こども課
44	子育て支援の拠点整備	地域子育て支援センターなどの整備、学校施設の地域への開放等、地域子育ての支援体制の充実を図ります。	○地域子育て支援センター事業 実施機関：日向保育園（委託） ○つどいの広場事業 実施機関：NPO法人こども遊センター ○ファミリー・サポート・センター事業 実施機関：NPO法人こども遊センター サポート件数：229件 ○児童館事業 実施機関：日知屋児童センター、大王谷児童館	こども課
			学校活動に支障のない範囲で、教室や体育館・運動場を開放している。	教育総務課
45	ファミリー・サポート・センター*事業	地域が協働して子育てを支援できるよう、事業の周知に努め、会員数、利用件数の増加を図ります。	○ファミリー・サポート・センター事業 実施機関：NPO法人こども遊センター 平成29年度登録会員数：おながい会員342名、おたすけ会員55名、両方会員7名 サポート件数：229件	こども課
46	地域包括支援センター運営事業	市内6か所の地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、相談支援、権利擁護、介護予防等、包括的な支援を行います。	市内6か所の地域包括支援センターで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、総合的な相談支援、権利擁護、介護予防等、包括的な支援事業を実施した。	高齢者あんしん課

### (主な現状と課題)

- 育児休業及び産前産後休暇制度については、女性職員への周知は図られていると思われるが、同制度を取得しようとする職員をフォローする職場の体制づくりが十分でないところが課題である。(職員課)
- 就職説明会の参加者は毎回40名程度。男女によって求める職種に偏りがあるが、企業紹介の資料等を提供することで、新たな職種に興味を求める方もいる。今後も、継続的に求職者と企業のマッチングに努めたい。(商工港湾課)
- 6次産業化に取り組むためには、生産者の経営安定が絶対条件であり、かつ成功させるためには、10年後までの生産・販売計画を立てる必要がありハードルが高い。今後は県と連携しながら、取り組みやすい制度に変えていく必要がある。(ブランド推進課)
- 今年度の女性就農相談は1名であった。お試し就農やJAひむか援農隊の活用により、就農のきっかけの場を増やし、女性農業者の掘り起しを図りたい。(農業畜産課)
- 休日保育は1園のみで実施していたが、利用人数の減少や職員配置、安全面から、平成30年度中に廃止を検討している。一方で、ヘルシースタート事業においては、産前産後サポートの充実に向けて、平成30年度から産婦健診、産後ケア事業に取り組むこととしている。(こども課)

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

### 主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備

少子高齢化の進行や個人の価値観の多様化に伴い、生活形態や家族形態の多様化が進んでいます。また、生活上の困難に陥りやすい非正規労働者やひとり親家庭が増加している中で、セーフティネットの機能として、生活上の困難に対する支援とその連鎖を防止するための取組が重要であることから、個人の様々な生き方に沿った切れ目ない支援が必要となります。さらに、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ\*の人々が安心して暮らせるよう、多様化する生活形態や家族形態に対応する環境整備を進めてきました。

### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
42	多様な保育サービスの提供【再掲】	子育て中の人の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時保育、休日保育等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○延長保育 実施機関：公立2園、法人立23園 (30分延長：8園、60分延長：17園) 利用者：32,624人</li> <li>○一時預かり 実施機関：法人立2園 利用者：1,364人 (なお、自主事業として実施している園もある。)</li> <li>○休日保育 実施機関：法人立1園 利用者：320人</li> <li>○病後児保育 実施機関：法人立2園 利用者：1,249人</li> </ul>	こども課

43	ヘルシースタート事業【再掲】	全ての子どもたちの幸せな人生のスタートを応援するため、妊娠期から新生児期、乳幼児期のライフステージごとに切れ目なく支援できるよう関係機関の連携を図る子育て世代包括支援センターを設置するとともに、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、乳幼児健診事業等の充実を図ります。	子育て世代包括支援センターを設置してヘルシースタート嘱託員(母子保健コーディネーター)を配置。本嘱託員を中心に、養育に不安や困り感を抱える保護者に対して、産前・産後サポート事業、家族・親子支援プログラムへのつなぎを行った。 2歳6か月児健康診断を実施し、歯科の診察、発達や療育の相談、言葉の相談を行った。	こども課
44	子育て支援の拠点整備【再掲】	地域子育て支援センターなどの整備、学校施設の地域への開放等、地域子育ての支援体制の充実を図ります。	○地域子育て支援センター事業 実施機関：日向保育園(委託) ○つどいの広場事業 実施機関：NPO法人こども遊センター ○ファミリー・サポート・センター事業 実施機関：NPO法人こども遊センター サポート件数：229件 ○児童館事業 実施機関：日知屋児童センター、大王谷児童館	こども課
			学校活動に支障のない範囲で、教室や体育館・運動場を開放している。	教育総務課
45	ファミリー・サポート・センター*事業【再掲】	地域が協働して子育てを支援できるよう、事業の周知に努め、会員数、利用件数の増加を図ります。	○ファミリー・サポート・センター事業 実施機関：NPO法人こども遊センター 平成29年度登録会員数：おねがい会員342名、おたすけ会員55名、両方会員7名 サポート件数：229件	こども課
46	地域包括支援センター運営事業【再掲】	市内6か所の地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、相談支援、権利擁護、介護予防等、包括的な支援を行います。	市内6か所の地域包括支援センターで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、総合的な相談支援、権利擁護、介護予防等、包括的な支援事業を実施した。	高齢者あんしん課
47	子育てに係る経済的負担の軽減	子ども医療費助成、保育料軽減等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	○子ども(乳幼児)医療費助成事業 対象者：中学校修了まで 自己負担：350円/月 ○児童手当給付事業 対象者：中学校修了までの児童を養育している方 ※3歳未満 15,000円 3歳以上～小学校修了前 10,000円 " (第3子以降) 15,000円 中学生 10,000円 所得制限対象者(特例給付) 5,000円 ○保育料軽減の維持～国基準額の約80%で実施	こども課
48	児童虐待防止に向けた対策の推進	虐待を受けている子どもへの支援だけでなく、虐待をさせないための親へのサポートを充実させ、親と子の心のケアを図ります。	○要保護児童対策地域協議会の開催 ○乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業、児童相談	こども課

49	育児相談の実施	子育て中の人の孤立化や不安を解消するため、男女共同参画の視点から育児に関する相談を行います。	乳幼児健診・各種相談、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問などで、孤立しがちな方や育児不安を抱えている方の相談を受け、適切な助言を行うことで不安解消や育児についてのフォロー体制を整えた。	こども課
50	民生委員・児童委員等の活動促進	担当地域内の児童・生徒の生活環境を把握し、身近な相談者として活動してもらうための支援を行います。	主任児童委員を中心に要保護児童対策地域協議会での情報共有、地域での見守り支援を行った。 また、地区民児協定例会での意見交換や各種研修会等を通じて、児童・生徒や保護者の相談者としての知識習得やスキルアップの支援を行った。	福祉課
51	地域社会全体で子どもを育む支援体制の整備	地域の高齢者や子育て経験者などに協力を得られるような体制づくりを推進し、地域で子どもを育む体制を整備します。	○放課後子ども教室実施教室数 7教室 (平岩小・細島小・塩見小・美々津小・寺迫小・東郷小2教室) 利用者数198人	文化生涯学習課
			○ファミリー・サポート・センター事業 実施機関：NPO法人こども遊センター 平成29年度登録会員数：おねがい会員342名、おたすけ会員55名、両方会員7名 サポート件数 229件	こども課
52	ひとり親家庭への支援体制の充実	ひとり親家庭が、経済的・生活的に自立できるよう支援を図ります。	○児童扶養手当給付事業（年3回支給） ○母子及び父子家庭等医療費助成事業 ○高等職業訓練促進給付金費等事業 ○自立支援教育訓練給付金事業 ○母子寡婦世帯生活つなぎ資金貸付事業 ○母子家庭等日常生活支援事業 ○母子寡婦福祉資金貸付事業	こども課
53	ひとり親家庭に対する保育所への優先的入所	ひとり親家庭に対し、保育所へ優先的に入所できるよう配慮します。	ひとり親世帯の入所児童数 324人（13.3%）（平成30年3月1日現在）	こども課
54	ひとり親家庭の就業環境の充実	職業能力開発等の就業支援関係事業の周知を図ります。	○高等技能訓練促進費等事業（利用者10人） ○自立支援教育訓練給付金事業（利用者1人）	こども課
55	高齢期を見据えた若年期からの教育・学習の充実	様々な機会を活用し、男女共同参画の視点での教育・学習機会の充実を図り、若年期からの生活の安定と自立を見据えた生活設計についての啓発を図ります。	文化生涯学習課と連携し、長期的な学習への意識を持たせるような指導を各学校で行った。	学校教育課
			自主学級においてそれぞれの活動目標に対し、講師を招いての講座や現地に出掛けての研修に取り組んだ。 （自主学級数）家庭教育学級 27 女性学級 11 高齢者学級 14	文化生涯学習課
			市庁舎や推進ルーム（さんぴあ）に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めた。	地域コミュニティ課

56	高齢者の自立した生活を支えるサービスの充実	高齢者が安全・安心に生活できるよう助成事業などを継続するとともに、社会参画意欲に応えられるよう環境の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○車椅子の行き来が容易にできるよう台所の嵩上げを実施。</li> <li>○浴槽の跨ぎが自立して行えるよう、浅い浴槽に変更。</li> <li>○屋外・玄関・廊下・浴室の各所に手すりを設置。 (実施件数：2件)</li> </ul>	高齢者あんしん課
57	高齢者虐待への対応	高齢者の人権を守るため、高齢者虐待の防止に向けた啓発や体制強化を行います。	高齢者虐待に関する相談を受け、必要に応じて、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、警察署等と連携し、虐待の未然防止、虐待があった場合の対象者のケアなどに取り組んだ。	高齢者あんしん課
58	介護相談員派遣事業	介護による孤立化や不安を解消するため、介護に関する相談を実施します。	<p>日向市介護相談員6名が、下記、市内の老人介護施設9事業所を原則1回訪問し、利用者のお話を聞き相談にのるとともに、訪問先の介護施設の職員に対し、指摘、助言、提案等を行った。また、月1回、市役所で介護相談員連絡会議を行い、訪問の報告や協議を行った。</p> <p>(訪問施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)：牧水園、永寿園、伊勢の郷、立縫の里</li> <li>○老人保健施設：慶穰塾、メディケア盛年館、ラポール向洋</li> <li>○介護療養型医療施設：瀧井病院</li> </ul> <p>相談員の施設訪問回数は延べ73回、182人。 相談員連絡会議は年間で12回開催</p>	高齢者あんしん課
59	多様な生活形態を支援する広報・啓発の推進	高齢者世帯、障がい者世帯などに対して男女共同参画概念に基づいた広報・啓発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○おはなしサロン(12月8日)</li> <li>会場：日向市障がい者センター 参加者：150人</li> </ul>	福祉課
			市庁舎や推進ルーム「さんぴあ」に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めた。	地域コミュニティ課
60	障がいのある人への生活支援	障がいの種別や程度にかかわらず、自立した生活を支援するための障がい者サービスの充実を図ります。	民生委員児童委員らとも連携し、個々のケースに配慮しながら相談に応じている。また、各種担当者会議等に参加し、障がい者支援の充実を図っている。	福祉課
61	外出支援の環境づくりの充実	高齢者や交通弱者に対し、外出支援の環境づくりの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ぷらっとバス+南部ぷらっとバス</li> <li>利用者数：74,951人、運行日数：294日(週6日)</li> <li>○乗合バス東郷</li> <li>利用者数：4,010人、運行日数：243日(週5日)</li> <li>○乗合バス南部</li> <li>利用者数：1,422人、運行日数：146日(週4日)</li> </ul>	総合政策課

62	公共施設のバリアフリー化の推進	多様な人が自らの意志で社会参画し、自立できるよう、公共施設でのバリアフリー化を推進します。	○公共施設のバリアフリー化 実施箇所：大王谷住宅 内容：浴室の改修、内部段差の解消、間取りの変更、手すりの設置、外部スロープの設置	建築住宅課
63	消費者啓発事業	消費者被害を未然に防止するため、悪質商法の手口等、暮らしに関する様々な情報を提供します。	○消費生活出前講座（29回） 参加者：544人 会場：自治公民館、地区公民館等 参加者：高齢者クラブ、いきいきサロン、学校、保育園、幼稚園等 ○消費生活講演会（1回） 参加者：33人 ○啓発活動（6回） 地域防犯・交通安全キャンペーン、高齢者クラブ代表者会議、家庭教育学級会議 ○消費者問題相談件数：326件 ○消費生活情報紙「カモちゃんニュース」の発行 随時（4回）	市民課
64	外国人が安心して暮らせる環境の整備	市ホームページの多言語化や災害に関する情報発信など、外国人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。	台風等の風水害等による避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合に、国際交流員が市内在住外国人に対して、市からの避難準備・高齢者等避難開始を外国語に翻訳して情報発信するなどの対応を随時行った。	地域コミュニティ課
65	性的マイノリティ*への理解促進のための啓発及び支援	性的マイノリティ*への差別・偏見を解消するための啓発及び支援を行います。	人権全般についての研修の中で、LGBT問題もテーマの一つに取り上げた。 人権出前講座：全14回 参加者：186人	地域コミュニティ課

### （主な現状と課題）

- 放課後子ども教室の利用者数は増えている。現在、見守る側の指導者は高齢の方が多く、自分の孫と接するように学習や屋外での遊びなどの見守りに協力を得ているものの、若い世代の指導者を育成することも必要である。（文化生涯学習課）
- おはなしサロンの広報をラジオ等で行っているが、自宅に閉じこもりがちの人等、家から出る機会の少ない人への周知が不十分なところがある。より多くの人に参加してもらえよう、広報・啓発を工夫していく必要がある。（福祉課）
- 障がいのある方のサービスに対するニーズは多様化の一途を辿っており、より幅広く対応が出来るための資源が不足している。庁内だけでなく、各事業所や支援員とも迅速に連携体制が取れるネットワークの構築が課題となっている。（福祉課）
- ぶらっとバスについて、全体の利用者数は減少しているが、近年減少していた路線の利用が回復した。今後も、東郷地区と南部地区を中心に利用促進に努める。（総合政策課）
- 高齢化の進行により、高齢者住宅が不足している状況にある。（建築住宅課）
- 外国人向けの情報発信においては、個別の問い合わせにのみ国際交流員がメール等で対応している。今後は、国際交流員に頼らない対応策を検討していく必要がある。（地域コミュニティ課）
- 性的マイノリティ\*への理解促進を図るため、平成30年度に職員研修を実施予定である。（地域コミュニティ課）

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

### 主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

多様化・高度化する地域課題の解決に向けては、様々な立場の市民の声を反映していくことが必要であり、政策・方針決定過程における男女共同参画を進めることは大変有効な手段です。一方で、女性参画が社会にとって良い影響を与えることは認識されているものの、様々な要因により女性参画が進んでいない状況もうかがえます。このような状況を踏まえ、意識改革や人材育成を図り、政策・方針決定過程に多様な立場の人の意見が反映されるよう、女性の参画の拡大に取り組んできました。

#### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
66	審議会等への女性の参画の拡大	定期的に審議会等委員の女性参画状況を調査し、女性参画が進まない要因を把握し、具体的な解決策の検討を行うとともに、関係機関や団体等に対して、必要に応じて女性の委員への推薦について協力を要請します。	平成29年4月1日現在、審議会等に占める女性委員の割合は25.2% 男女共同参画行政推進幹事会において、審議会等への女性委員登用（目標値40%）を呼びかけた。	地域コミュニティ課
			審議会や様々な会合等で女性の参画促進に努めている。	関係各課
67	各種団体への女性参画の働き掛け	各種団体に対し、男女共同参画の理解を広め、女性の積極的な参画を促進します。	各種団体の属する関係各課において、審議会等への女性委員の登用や、各種学習会等への案内に努めた。	関係各課
68	審議会等における女性委員に関する人材リストの整備	人材に関する情報を収集し、情報提供することで審議会等への女性参画を推進します。	庁内の各審議会での女性委員選考に際し、人材リストをもとにした情報提供を行った。	地域コミュニティ課
69	パブリックコメント制度の周知	計画等を企画立案する過程において、その案を市民に公表し、これに対して出された意見を考慮して意思決定を行います。	関係各課で本制度を活用し、出された意見を参考にしながら計画等を策定した。	関係各課
70	農業関係審議会等における女性参画の推進	企画立案・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。	「人・農地プラン」審議にあたり、日向市人・農地プラン作成検討会議では委員14人中女性5人（うち女性農業者4人）を選任。 加えて、日向市環境保全型農業推進協議会において、委員13人中女性4人（うち女性農業者2人）を選任し、女性の意見が反映できるよう努めた。	農業畜産課
			○第23期日向市農業委員会委員に女性農業者2人を任命	農業委員会

71	経営管理能力の向上に関する研修の実施	女性が自らの力を発揮するための経営管理能力向上に関する研修の実施・支援を行います。	日向市SAP会議（会員7人中女性1人）事務局として、月1回の定例会ののち、県東臼杵南部農業改良普及センターと連携し経営学修会の実施について支援した。	農業畜産課
72	生活研究グループへの支援	女性が自らの力を発揮するための生活研究グループへの支援を行います。	日向・東臼杵農山村女性会議（会員：女性14人）が主催する研修会などへの参加を呼びかけた。	農業畜産課
73	女性認定農業者の育成	女性が経営などに参画する機会を確保するため、女性の認定農業者の育成に努めます。	○市認定農業者154経営体のうち、女性経営主6経営体、女性を含む共同申請4経営体	農業畜産課（※所管） 農業委員会
74	パートナーとしての経営参画の支援	女性が自らの意思により、経営方針決定の場に参画できる技術・能力の向上に対して支援します。	○女性農業会議等が主催する集会や研修会への参加 ・農業者年金加入推進特別研修会（参加者：女性推進委員1人） ・宮崎県女性農業委員連絡協議会研修会及び総会（参加者：女性農業委員2人） ・農地中間管理事業推進大会（参加者：女性農業委員1人） ・宮崎県女性農業委員連絡協議会研修会及び臨時総会（参加者：女性農業委員2人）	農業委員会
75	女性のエンパワメント*を目的とした学習の充実	女性が自らの力を発揮するための学習の機会を充実させます。	県男女共同参画センターが主催する関連講座等を活用した。	関係各課
76	ポジティブ・アクション*に関する情報提供	働く場での性別格差の解消に向け、積極的に改善する方法などの情報提供を行います。	女性活躍推進をテーマに、「日向ひまわりフォーラム」を開催した。 日時：3月17日（土） 講師：国谷裕子さん 会場：文化交流センター大ホール 参加者：473人 演題：「女性が輝ける社会をめざして」 その他、推進（さんぴあ）に国・県主催講座案内や各種リーフレットを配置し啓発に務めた。	地域コミュニティ課  （日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会）
77	女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	仕事で活躍したいという希望を持つ女性職員が、その個性と能力を十分に発揮できるよう、市の職員の係長以上の女性職員の割合を25%以上にします。	係長以上の女性職員の割合は187人中30人 議会事務局や教育委員会では、30%を超える登用率であった。	職員課
78	市職員への研修	男女を問わず、政策・方針決定過程への参画を推進するために、市職員に研修の機会を提供します。	男女を問わず、各種研修の機会を提供した。 ・男女共同参画に係る職員研修 参加者：27人 ・女性管理職の育成を目的とした「自治大学校第一部第二部特別課程」に係長級の職員1人を派遣	職員課

### （主な現状と課題）

- 人・農地プラン作成検討会議の設置要綱の中で、「出席者の概ね3割以上が女性の場合に会が成立する」こととしているが、現状は3割を満たす最低限の人数となっている。今後はより多くの女性の選任について検討する。また、SAP会員も減少しており、学習の機会が減っている現状にあることから、県普及センターと連携し、研修会を案内するなど啓発に努めたい。（農業畜産課）
- 女性認定農業者の育成においては、現状で認定農業者の妻子など経営に参画しているケースもあるが、認定を受けていない方が多い状況であるため、共同申請の周知を行い、女性の認定者を増やしていくことが課題である。（農業畜産課）
- 女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進の一環として、女性職員が能力を十分に発揮できる分野をさらに開拓する必要がある。（職員課）

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

### 主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進

本市では、多様化・高度化する地域課題の解決に向けて、多様な主体との協働による地域づくりを進めています。また、防災分野においても、生活者の多様な視点を反映した防災対策が重要であり、東日本大震災や熊本地震等の経験や教訓を踏まえ、防災体制や施策への男女共同参画の視点の導入を進めています。このようなことから、性別にかかわらず、一人ひとりの人権尊重を基盤とする男女共同参画の視点に立った協働による地域づくり・防災体制の推進に取り組んできました。

### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
43	ヘルシースタート事業 【再掲】	全ての子どもたちの幸せな人生のスタートを応援するため、妊娠期から新生児期、乳幼児期のライフステージごとに切れ目なく支援できるよう関係機関の連携を図る子育て世代包括支援センターを設置するとともに、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、乳幼児健診事業等の充実を図ります。	子育て世代包括支援センターを設置してヘルシースタート嘱託員(母子保健コーディネーター)を配置。本嘱託員を中心に、養育に不安や困り感を抱える保護者に対して、産前・産後サポート事業、家族・親子支援プログラムへのつなぎを行った。 2歳6か月児健康診断を実施し、歯科の診察、発達や療育の相談、言葉の相談を行った。	こども課
44	子育て支援の拠点整備 【再掲】	地域子育て支援センターなどの整備、学校施設の地域への開放等、地域子育ての支援体制の充実を図ります。	○地域子育て支援センター事業 実施機関：日向保育園(委託) ○つどいの広場事業 実施機関：NPO法人こども遊センター ○ファミリー・サポート・センター事業 実施機関：NPO法人こども遊センター サポート件数：229件 ○児童館事業 実施機関：日知屋児童センター、大王谷児童館	こども課
			学校活動に支障のない範囲で、教室や体育館・運動場を開放している。	教育総務課

45	ファミリー・サポート・センター*事業 【再掲】	地域が協働して子育てを支援できるよう、事業の周知に努め、会員数、利用件数の増加を図ります。	○ファミリー・サポート・センター事業 実施機関：NPO法人子ども遊センター 平成29年度登録会員数：おねがい会員342名、おたすけ会員55名、 両方会員7名 サポート件数：229件	こども課
46	地域包括支援センター運営事業 【再掲】	市内6か所の地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、相談支援、権利擁護、介護予防等、包括的な支援を行います。	市内6か所の地域包括支援センターで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、総合的な相談支援、権利擁護、介護予防等、包括的な支援事業を実施した。	高齢者あんしん課
51	地域社会全体で子どもを育む支援体制の整備 【再掲】	地域の高齢者や子育て経験者などに協力を得られるような体制づくりを推進し、地域で子どもを育む体制を整備します。	○放課後子ども教室実施教室数 7教室 (平岩小・細島小・塩見小・美々津小・寺迫小・東郷小2教室) 利用者数198人	文化生涯学習課
			○ファミリー・サポート・センター事業 実施機関：NPO法人子ども遊センター 平成29年度登録会員数：おねがい会員342名、おたすけ会員55名、 両方会員7名 サポート件数 229件	こども課
79	放課後児童対策の充実	多様な子育てのニーズに対応できるよう、児童館・児童クラブ・放課後子ども教室の充実を図ります。	○児童館事業 実施機関：日知屋児童センター、大王谷児童館 ○放課後児童健全育成事業（児童クラブ） 市内10カ所で実施。 小学1～3年生が対象。定員概ね380人	こども課
			○放課後子ども教室推進事業 実施教室数7教室（平岩小・細島小・塩見小・美々津小・寺迫小・東郷小2教室） 利用者数198人	文化生涯学習課
80	子どもを見守るための地域の連携・活動の促進	地域社会が連携を深め、子どもたちを守り育てていく体制づくりを促進します。	○街頭啓発キャンペーン 4回実施 日向市安全で安心なまちづくり推進協議会、日向地区防犯協会、日向地区交通安全協会、日向警察署、ボランティア団体等毎80名程度が参加 4月13日 春の街頭啓発キャンペーン（マルイチ財光寺店駐車場） 9月25日 秋の街頭啓発キャンペーン（イオン日向店） 12月13日 年末街頭啓発キャンペーン（日向市駅前広場） 1月10日 新春のつどい・110番の日合同イベント （マルイチ財光寺店駐車場）	市民課

			<p>コミュニティスクールや学校支援地域本部事業を活用し、地域の人材を生かした教育活動を展開 キャリア教育支援センターが進めている「よのなか教室」の中で「よのなか先生」への登録を通して、地域の人材を生かした教育活動を行っている。</p>	学校教育課
			<p>○児童生徒健全育成事業 市内全中学校区(7区)で実施</p>	文化生涯学習課
81	子どもの緊急避難場所の確保	学校・PTAと連携し、子どもが危険な場面に遭遇した場合に安心して駆け込める「こども110番・おたすけハウス」の確保に努めます。	「子ども110番・おたすけハウス」については、各学校において地域の子ども避難所を把握している。(主催：県子どもの安全を守る連絡会)	文化生涯学習課
82	地域活動における男女共同参画の推進	男女共同参画社会づくり推進ルームでの講座や出前講座を活用し、地域活動における女性参画を促進します。	<p>○男女共同参画基礎講座 開催数：4回 参加者：延べ65人 ○出前講座 開催数：5回 参加者：153人 ○体験型事業：料理教室等 開催数：4回 参加者：77人 ○暮らしの中の男女共同参画講座 開催数：1回 参加者：18人 ○日向ひまわりフォーラム 3月17日(土) 国谷裕子さん講演会 参加者：473人</p>	<p>地域コミュニティ課  (日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会)</p>
83	地域交流の促進	日常生活の中で男女共同参画社会づくりへの理解を深めることができるよう、地域活動への参加を促進します。	<p>○市民活動支援センターの利用促進の取組 協働のまちづくりニュース(年3回発行) ○区加入促進の取組 ・区加入強化月間：6月～7月 ・区加入促進委託による取組内容 未加入世帯訪問件数：1,788件(うち加入件数：155世帯) ○地域活動への女性の参画の促進 まち協4地区合同会議の際、女性が地域活動の中心的存在として活躍できる組織づくりに向けた説明を行った。</p>	地域コミュニティ課
			<p>○地域教育力活性化推進事業 実施団体 15団体</p>	文化生涯学習課
			<p>日常生活の中で男女共同参画社会づくりへの理解を深めることができるよう、地域参加の支援を行った。</p>	学校教育課

84	市民活動団体リーダー養成事業	地域づくりにおいて女性の参画促進を図るため、リーダー養成事業への参加を促します。	○ひまわり基金人財づくり事業 日向ドラゴンアカデミー 受講対象者：市内外の若者を対象 参加者：19人（男性14人、女性5人） 講座回数：6回 講座内容：①地域ビジネス創出 ②フィールドワーク ③クラウドファンディング ④広報・PR ⑤マーケティング ⑥最終プレゼンテーション	地域コミュニティ課
85	防災対策における男女共同参画の推進	地域防災計画に掲げられた各種防災対策について、男女共同参画の視点に立った施策の整備を図ります。	避難所担当に必ず女性職員1名を配置した（避難所は2回開設）。	防災推進課
86	地域における防災意識の向上	総合防災訓練や防災講演会の開催に当たり、男女共同参画の視点に立った内容とするとともに、誰もが参加しやすい事業の実施を図ります。また、防災講座などの出前講座においても、様々な人や団体を対象とした講座を積極的に実施し、男女共同参画の視点に立った防災意識の向上を図ります。	職員を対象とした避難所運営訓練の実施（女性や高齢者などに配慮した避難所のあり方を研修）。 防災講演会の開催（東日本大震災を体験された講師の話から、震災後の対応には女性の意見を反映させることが大切であることを学んだ）。	防災推進課
87	消防団の充実	女性の視点を取り入れた消防団活動の充実を図ります。	○女性消防部員数20人（前年比3人増） （主な活動） ・消防出初め式への参加 婦人防火クラブ：10人、女性消防部：10人 ・宮崎県女性消防団員活性化大会（西都市）への参加 女性消防部：5人	消防本部
88	環境保全に関する学習機会の提供	自治会・学校・各種団体等において、ごみ減量や資源リサイクルに関する出前講座等を実施し、年齢・男女を問わず広く環境保全に関する意識啓発に努めます。	○出前講座 18件 参加者：528人 ○施設見学 5件 参加者：204人 ○職場体験 23件 参加者：52人 合計 46件 参加者：784人	環境政策課
89	観光ボランティアガイドの養成	男女共同参画の視点を持った観光ボランティアの育成を図ります。	○観光ボランティアガイドの育成 ・九州観光ボランティアガイド大会への参加 ・英語ガイド研修会の開催 ・九州観光ボランティアガイド研修会（福岡県）への参加 男1人、女2人、計3人 ・外国語おもてなし研修（英語）（美々津・細島） 男12人、女22人、計34人	観光交流課

### （主な現状と課題）

- 児童クラブを富高小学校の余裕教室に新設し、定数を340名から380名に増やしたが、他の小学校には余裕教室が無いため、学校施設内での拡充が今後難しくなっている。（こども課）
- 日向市安全で安心なまちづくり推進協議会委員のほか、交通安全協会、交通指導員連絡協議会、自主防犯ボランティア団体等にも協力依頼をして各種啓発を実施している。課題としては、委員によって参加の度合いに偏りが見られる点である。（市民課）
- 区加入率の向上を図るとともに、女性が地域リーダーとして活躍できる環境づくりを進めることが必要である。（地域コミュニティ課）
- 備蓄品については、30年度から5年計画で本格的に揃えていくので、粉ミルクや紙おむつなどを購入することになっている。地域で実施する訓練において、災害時の地域の自主的な避難所運営と、間仕切りやトイレなど女性や要配慮者への対応についてお願いしていく必要がある。（防災推進課）
- 28年度と比較して、学校への出前講座は増えたが、学校からの施設見学は減少した。環境問題への理解と関心を高めるためにも、学校をはじめとする関係機関への周知に努めていく必要がある。（環境政策課）
- 現時点でボランティアガイドの会員数は30名で、そのうち男性が10名、女性が20名所属している。メンバーは育児を終え、仕事を退職した方が多く。課題としては、事業に参加する市民の年齢層の偏りが挙げられる。現状の通り、事業を通してガイドの会に入会する人たちはアクティブシニア層が多い。今後は、観光に興味を持つ市民が男女関係なく、仕事や家庭などの傍らに活動ができるような持続的なガイド活動の仕掛けづくりをしていくことが必要になっているといえる。課題に対する具体的な事業としては、家庭教育の一環となる「親子ガイド育成」などが挙げられる。（観光交流課）

## 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

### 主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備（「第2向日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」）

配偶者等からの暴力（DV）\*は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、暴力の背景には、社会全体として根強く残る固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係などがあり、個人の問題ではなく社会的性別（ジェンダー\*）に由来する構造的な問題であるという認識が必要です。さらには、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）\*の拡がりから、交際相手からの暴力、性犯罪は多様化しています。

こうした状況を踏まえ、暴力を生まないための予防教育をはじめ、暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、県及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、一体となって取組を進めてきました。

#### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

##### I 暴力を許さない社会づくり

##### 1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
90	地域における人権教育の推進	暴力の防止に資するよう、地域において、男女の人権の尊重に基づく地域生活を促進するために、自治会や地域活動団体等と連携した広報・啓発に努めます。	○人権出前講座を実施 地域における講座：5回、参加者：54人 人権全般についての研修の中で、男女共同参画をすすめる上での課題も取り上げて進めた。	地域コミュニティ課
91	家庭教育における人権教育の促進	暴力の防止に資するよう、家庭において、男女の人権の尊重に基づく教育を推進するために、家庭教育学級等を通じた広報・啓発に努めます。	文化生涯学習課と連携し、家庭教育学級開設説明会や人権講座を通じて、人権学習の促進に取り組んだ。	地域コミュニティ課
			○人権学習に取り組んだ家庭教育学級数 11学級	文化生涯学習課
92	学校、幼稚園における人権教育の推進	暴力の防止に資するよう、学校、幼稚園の教育の場において、教職関係者に向けた広報・啓発に努めます。また、人権意識を高める教育や男女の人権の尊重に基づく教育を推進します。	○日向小中学校管内研修 5月16日 新任学校長及び教頭 21人 9月20日 市内小中学校管理職研修 45人	地域コミュニティ課
			全ての小中学校で、人権・同和教育の視点から指導を行うよう依頼した。各学校の管理職を対象としたコンプライアンス研修を年3回実施した。	学校教育課
93	職場における人権教育の促進	暴力の防止に資するよう、職場において男女の人権の尊重に基づく就業環境の整備に向けて、商工会議所などと連携し、あらゆる機会を活用した広報・啓発に努めます。	○人権出前講座（企業研修：日向製錬所職員研修） 3月30日 参加者：3人	地域コミュニティ課
94	多様な機会を捉えた広報・啓発の推進	暴力を許さないという認識を地域社会に徹底するため、広報紙や市のホームページなどを活用した広報を実施するとともに、リーフレットを配布するなど多様な機会を捉えた広報・啓発を推進します。	○「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）啓発活動（街頭啓発、パネル展） ○広報紙「さんびあ」発行（特集記事） ○市成人式でのリーフレット配布（デートDV*） ○さんびあDV講座（11月21日）でのアンケート実施	地域コミュニティ課  （日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会）
95	問題解決を暴力に頼らない教育の推進	個人の尊厳を傷つける暴力は絶対に許さないという意識を持ち、問題解決を暴力に頼らない児童・生徒を学校教育などの関係機関と連携して育てます。	道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通して、個人の尊重について指導した。また、子どもたちの日々の実態について、観察を十分に行い、指導に生かした。	学校教育課
96	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進	家庭・学校・職場・地域のあらゆる分野で、問題解決を暴力に頼ることのないコミュニケーションが行われるよう、広報紙や市ホームページなどを活用した広報・啓発を進めます。	○「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）啓発活動（街頭啓発、パネル展） ○広報紙「さんびあ」発行（特集記事） ○市成人式でのリーフレット配布（デートDV*） ○さんびあDV講座（11月21日）でのアンケート実施	地域コミュニティ課  （日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会）

## 2 配偶者等からの暴力に対する理解の促進

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
97	「女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～11月25日)」の周知	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた市民の取組を促進するとともに、被害者が周囲の無理解により更に傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、広報・啓発を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女性に対する暴力をなくす週間」(11月12日～25日)啓発活動(街頭啓発、パネル展)</li> <li>○広報紙「さんびあ」発行(特集記事)</li> <li>○市成人式でのリーフレット配布(デートDV*)</li> <li>○さんびあDV講座(11月21日)でのアンケート実施</li> </ul>	地域コミュニティ課  (日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会)
98	性暴力や性の商品化防止に関する情報提供	警察等関係機関と連携し、情報収集・提供を行います。	国・県からの情報を男女共同参画相談員と共有し相談事業に生かすとともに、警察等の関係機関、庁内関係者との連携を図った。	地域コミュニティ課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○「白いポスト運動」による環境浄化実施回数：5回 回収件数：545件</li> </ul>	文化生涯学習課
99	広報紙やリーフレットを活用した啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、市ホームページ、フェイスブック、広報紙及びリーフレットなどを活用し、広く市民に対する啓発活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女性に対する暴力をなくす週間」(11月12日～25日)啓発活動(街頭啓発、パネル展)</li> <li>○広報紙「さんびあ」発行(特集記事)</li> <li>○市成人式でのリーフレット配布(デートDV*)</li> <li>○さんびあDV講座(11月21日)でのアンケート実施</li> </ul>	地域コミュニティ課  (日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会)
100	講演会や研修会の開催による啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、講演会や研修会を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○さんびあDV講座(11月21日 参加者：25人) 「サバイバーにひかりを」 講師：新名恵美子さん</li> </ul>	地域コミュニティ課  (日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会)
101	講演会に参加する人への配慮	講演会の開催にあたっては、市の情報に接する機会が少ない若年層に配慮した情報発信について検討します。	各種広報紙やポスターを掲示するほか、市ホームページやフェイスブック、各種メディアを活用した情報発信に努めた	関係各課
102	書籍やDVD等の関連情報の整備・提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、教育機関や各種団体、グループ等に対して書籍やDVD等の提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関連展示に併せた図書の展示 女性に対する暴力をなくす運動期間(11/21～12/3)</li> </ul>	図書館
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○推進ルーム「さんびあ」での書籍やビデオ貸出</li> <li>○市立図書館で、関連図書紹介(11月21日～12月3日)</li> </ul>	地域コミュニティ課

103	加害予防の観点からの広報・啓発の在り方の検討	暴力の根絶に向けた取組を進めるに当たっては、被害者は女性が多いという現状を踏まえ、加害予防の観点から男性に対する広報・啓発も進める必要があります。被害者支援の視点に立ってどのような広報・啓発の在り方が有効か調査・研究を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）啓発活動（街頭啓発、パネル展）</li> <li>○広報紙「さんびあ」発行（特集記事）</li> <li>○市成人式でのリーフレット配布（デートDV*）</li> <li>○さんびあDV講座（11月21日）でのアンケート実施</li> </ul>	地域コミュニティ課  （日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会）
-----	------------------------	--	---	---

### 3 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
95	問題解決を暴力に頼らない教育の推進【再掲】	個人の尊厳を傷つける暴力は絶対に許さないという意識を持ち、問題解決を暴力に頼らない児童・生徒を学校教育などの関係機関と連携して育てます。	道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通して、個人の尊重について指導した。また、子どもたちの日々の実態について、観察を十分に行い、指導に生かした。	学校教育課
104	デートDV防止に関する広報・啓発の実施	SNS*に起因する被害やリベンジポルノ*に関して若年層へ周知を図るとともに、デートDV防止に関する研修等を実施し、家庭・学校・地域におけるデートDVの防止に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）啓発活動（街頭啓発、パネル展）</li> <li>○広報紙「さんびあ」発行（特集記事）</li> <li>○市成人式でのリーフレット配布（デートDV*）</li> <li>○さんびあDV講座（11月21日）でのアンケート実施</li> </ul>	地域コミュニティ課  （日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会）
105	教育・保健医療関係者、警察、相談機関の職員を対象とした研修の実施	教育関係者や保健医療関係者などDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアができるようデートDV*に関する理解を深めるための研修を実施します。	デートDV*に関しては、県作成のリーフレットを学校や成人式で配布し、情報提供と啓発に努めた。研修は未実施。	地域コミュニティ課

## II 安心して相談できる体制の確立

### 4 相談体制の整備と充実

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
106	安心して相談できる環境・相談体制の整備	プライバシーや被害者の心情に配慮した相談環境の充実を図るとともに、各種相談に当たる相談員の人権に関する意識の向上に取り組みます。	相談室内でのプライバシー保護に努めている。 毎月定例の相談員連絡会議において相談員と担当職員間で意識の向上を図っている。	地域コミュニティ課

			<p>○人権相談 9回13会場</p> <p>○行政相談 20回20会場 人権擁護委員は法務局、行政相談員は行政監視行政相談センターが事務局を担っている。</p> <p>○無料法律相談 12回（月1回）1会場</p>	市民課
			<p>○市障がい者センター「あいとぴあ」での相談室開設（毎週土曜日）</p> <p>○相談支援専門員による障がい福祉サービスの情報提供や相談支援</p>	福祉課
			<p>高齢者虐待に関する相談を受けた。 必要に応じて、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、警察署等と連携し、虐待の未然防止、虐待があった場合の対象者のケアなどに取り組んだ。</p>	高齢者あんしん課
			<p>○スクールアシスタント、またはスクールカウンセラーの配置（全中学校）</p> <p>○スクールソーシャルワーカーの活用</p>	学校教育課
			<p>児童相談・児童虐待相談対応の社会福祉士と保育士、保健師などの正職員、家庭児童相談員1人（非常勤特別職員）、発達障がい児相談員（嘱託職員）、安全確認等対応職員（嘱託職員）、母子保健業務対応職員（栄養士、嘱託職員）を配置し、関係機関や行政職員と連携をとりながら、保護者に対して、専門的な相談体制を整え支援を行った。 相談対応職員が積極的に研修を受講し、意識の向上を図った。</p>	こども課
107	男女共同参画相談員研修	相談員のより一層の意識の向上のために、相談員対象の研修機会を提供します。	<p>○県内研修 開催数：（DV関係：3回、県主催講座：5回）</p> <p>○県外研修 開催数：2回（沖縄、佐賀）</p>	地域コミュニティ課
108	男女共同参画相談制度の周知	制度の内容を支援関係機関の施設内に掲示するなど、制度の周知に努めます。	<p>○毎月の情報提供 広報「ひゅうが」（くらしの相談日に掲載）</p> <p>○庁舎及び各公立公民館、推進ルーム「さんぴあ」へ相談案内カードを設置</p> <p>○6月の男女共同参画週間や11月のDV週間での街頭啓発（リーフレット配布）</p> <p>○成人式でのリーフレット配布</p>	地域コミュニティ課
109	被害者への各種相談窓口の周知	被害者の安全確保に対する配慮を始め被害者の立場に立って、相談窓口の周知に努めます。	<p>○相談窓口の周知・関係機関の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日向市DV対策庁内連絡会議</li> <li>・DV被害者保護支援ネットワーク会議（県北地区）</li> </ul> <p>○街頭啓発や公共施設でリーフレット配布</p>	<p>地域コミュニティ課</p> <p>（日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会）</p>

110	障がいのある人・外国人への対応が可能な相談機関等の情報提供	障がいや使用する言語等に応じた相談対応が可能な機関を把握し、確実にその機関に情報提供するよう努めます。	○庁内担当部署での連携・情報共有 ・障がい者対応（福祉課） ・高齢者対応（高齢者あんしん課） ・外国人対応（地域コミュニティ課）	地域コミュニティ課
111	支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施	支援関係機関の職務関係者が配偶者等からの暴力に対する正しい理解の下で、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるよう研修の機会と内容の充実を図ります。	○支援機関職務関係者対象の研修会開催・参加 ・DV被害者保護支援ネットワーク会議 ・日向地区DV相談関係機関ネットワーク会議	地域コミュニティ課
112	相談員など支援者のケア	被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気を付けるとともに、組織としてもその職務の特性に配慮して支援者のケアに取り組みます。	男女共同参画相談員連絡会（毎月定例）を実施し、情報の共有を図りながら相談事例検討を行い、支援者の負担軽減に努めている。	地域コミュニティ課
113	市担当職員を対象とした研修の実施	被害者と接する可能性のある市職員が、配偶者等からの暴力に対する正しい理解の下で、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応をとることができるよう、研修の機会と内容の充実を図ります。	○九州各県婦人保護事業関係者会議（11月16日） 参加者2名（市職員1名、相談員1名）	地域コミュニティ課

## 5 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
114	日向地区DVネットワーク会議を始め関係機関・団体との連携強化	被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関・団体からなる日向地区DVネットワーク会議を定期的に開催し、情報交換を行います。	○日向地区DV相談関係機関ネットワーク会議 開催日：2月7日	地域コミュニティ課
115	庁内関係各課の連携体制の強化	DV対策庁内連絡会議を定期的に開催し、適切かつ迅速な対応ができるよう体制の強化を図ります。	○日向市DV対策庁内連絡会議 開催日：6月27日	地域コミュニティ課
116	支援関係機関の休日及び時間外における保護に関する連絡体制の整備	休日や時間外に対応できる支援機関を把握するなど、必要に応じて連絡体制一覧表の改定を行い、支援関係機関への配布を行います。	庁内及び関係機関ネットワーク会議において、連絡体制の一覧表を配布し情報の共有を図った。	地域コミュニティ課

## 6 苦情等への適切な対応体制の整備

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
117	申出への対応体制の整備	条例第20条第2項に基づき、市の実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は影響を及ぼすと認められる施策について、市へ相談及び苦情があった場合の対応体制を整備し、適切な対応に努めます。	日向市DV対策庁内連絡会議を開催し、関係課間で相談体制について共通認識を図った。開催日：6月27日	地域コミュニティ課

## Ⅲ 被害者の安全と安心の確保

### 7 被害者の保護と安全確保

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
118	被害者の一時避難への支援	被害者の一時避難のための経費を確保し、支援関係機関・団体との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。	DV被害者支援に対する予算を活用し、被害者の一時避難先としてホテル宿泊費を負担(1泊分)	地域コミュニティ課
119	消防(救急)機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応	患者の症状から、その背景に配偶者等からの暴力がないかに留意し、被害者の安全確保に努めます。	配偶者(夫)からの暴力によると思われる救急事案が3件。(うち1件は警察へ通報)	消防本部
120	災害時における安否確認情報の提供体制の整備	災害時における被災者の安否確認情報の提供に際し、被災者の意思を確認するとともに、個人情報の管理の徹底を図ります。	実績なし	防災推進課

### 8 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
121	医療関係者への通報・通告制度の周知徹底	日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者による通報等は、守秘義務違反に問われることがないことなど、制度の周知を図り被害者の適切な保護を図ります。	県医師会を通じて、被害者を発見した場合の通報や情報提供に関するDV防止法の規定や趣旨を周知している。(日向地区DV相談関係機関ネットワーク会議)	地域コミュニティ課

122	配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）啓発活動（街頭啓発、パネル展）</li> <li>○広報紙「さんびあ」発行（特集記事）</li> <li>○市成人式でのリーフレット配布（デートDV*）</li> <li>○さんびあDV講座（11月21日）でのアンケート実施</li> </ul>	地域コミュニティ課  （日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会）
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待防止法に基づく啓発 実施機会：11月の児童虐待防止推進月間やイベント等（七夕まつり、オレンジリボンリレーなど）</li> <li>○出前講座2回、行政職員等に対する研修会2回、民生委員・児童委員に対する研修会6回での周知</li> </ul>	こども課
123	被害者の安全確保を図るための情報提供及び支援	配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、市や警察を始め支援関係機関が連携して、被害者へ制度に関する情報提供とその利用支援を行います。	住民基本台帳の支援措置をはじめとする各種支援につながる制度を活用し、関係機関で連携しながら被害者の安全確保に最善の策を講じた。	地域コミュニティ課
124	被害者の個人情報共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり	被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議等、情報を共有する必要のある機関において情報管理のルールを定め遵守します。	DV関連相談記録は、主に地域コミュニティ課において情報管理しており、関係部署間と相談員の間で、プライバシーに配慮しながら必要に応じた情報の共有を行った。	地域コミュニティ課
125	保護命令制度*の広報と被害者への利用支援	配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察において被害者への情報提供、手続の支援を行います。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間でのパネル展や街頭啓発の際にパンフレット等を配布。 また、相談対応の際に、各種リーフレットを使って被害者へ情報の提供を行った。	地域コミュニティ課
126	住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用	住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。	現在、住民基本台帳事務における支援措置制度を受けている方は89名。制度についての相談は月に5～6件受けた。	市民課
127	医療保険制度の適切な運用	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療保険の加入脱退手続における支援措置を適切に運用します。	市民課窓口と連携して被害者の情報が加害者に伝わらないように日ごろから留意し、体制を整えている。 医療費通知（年6回）やジェネリック医薬品差額通知書（年2回）について、市民課からの支援措置情報を基に通知書の引き抜きや送付先変更等を実施するなど、被害者の保護に務めた。	国民健康保険課

## 9 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
128	地域における子どもの見守りの促進	様々な立場の人が子どもを見守り、暴力による被害があった場合は、関係機関との連携により適切に対応することができるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進めます。	こども課主催の「要保護児童対策協議会」に出席し、関係者間での情報共有を行った。	地域コミュニティ課
			要保護児童対策地域協議会の充実を図り、より地域に根ざした支援を行うために、日向市内の中学校区6校区毎に同協議会中学校校区部会を開催(6校区毎に年3回)し、関係機関との連携を図った。	こども課
			保護者等の相談があった際、関係機関と協議し、入学・転学時に不利益が生じないように対応した。	学校教育課
129	学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援	市、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等を防ぐため、現住所地に住民票を異動できない子どもが現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等できるよう支援します。	関係機関と連携し、子どもの不利益にならないような対応を行なっている。平成29年度は該当者なし。	こども課
			保護者等から相談があった際、関係機関と協議し、区域外通学や校区外通学制度を利用し、入学・転学時に不利益が生じないように対応している。	学校教育課
130	健康診査・予防接種の実施への配慮	加害者からの追跡を防ぐため、現住所地に住民登録していない子どもについても現住所地で健康診断や予防接種が受けられるよう配慮します。	平成29年度は該当者なし。	こども課

## 10 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
131	暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働き掛け	配偶者等からの暴力の発生及び潜在化を未然に防止するため、特に地域社会から孤立しやすい家庭に対して日常的な声掛けや地域活動への参加の誘い等、孤立化を防ぐ働き掛けを行います。	○区加入促進の取組(区加入促進月間) ・区加入強化月間: 6月~7月 ・区加入促進委託による取組内容 未加入世帯訪問件数: 1,788件 内加入件数: 155世帯	地域コミュニティ課
132	配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への研修	被害者の早期発見と未然防止のための環境づくりを進めるために、消防(救急)職員、民生委員、児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・教育分野等各関係者を対象とした配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着を図る研修を実施します。	○日向地区DV相談関係機関ネットワーク会議 開催日: 2月7日	地域コミュニティ課

133	地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見	地域住民にとって身近な相談者である民生委員・児童委員や人権擁護委員等は、日頃の活動を通して配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うとともに、暴力の未然防止の視点を持った活動を行います。	○人権相談 9回13会場 ○行政相談 20回20会場 人権擁護委員は法務局、行政相談員は行政監視行政相談センターが事務局を担っている。各相談日程について「広報ひゅうが」に掲載した。	市民課
			民生委員・児童委員は、見守りや行政関係等へのつなぎ役としての活動を行うとともに、個々のケースにより対応の仕方を考慮しながら相談を受けている。	福祉課
134	育児・介護サービスの提供者による早期発見	家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がいのある人に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力の発見者になる可能性が高くなります。そのため、関わりのある家庭に配偶者等からの暴力の問題がないかに留意するとともに、守秘義務に十分配慮し、被害者の意思を尊重しながら、適切な支援を受けられるよう支援関係機関につないでいくよう努めます。	高齢者虐待に関する相談を受け、必要に応じて、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、警察署等と連携し、虐待の未然防止、虐待があった場合の対象者のケアなどに取り組んだ。	高齢者あんしん課
			○日向市障がい者虐待防止連絡会 開催日：3月22日 会場：市役所 参加者：委員13人（男11、女2）、職員6人 ○日向市障がい者虐待防止研修会 開催日：2月13日 日知屋公民館 参加者：96人	福祉課
			守秘義務に十分配慮し、被害者の意思を尊重しながら、適切な支援を受けられるよう支援関係機関につないだ。	こども課
135	学校、幼稚園、保育所における子どもの行動からの暴力被害の早期発見	学校関係者や保育士など、日頃から子どもに接している者は、子どもが発するSOSを見逃さず、暴力被害の早期発見に努めます。また、被害者に相談機関の情報を提供するほか、配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から市や児童相談所など関係機関と連携し、被害者と子どもの援助に当たります。	要保護児童対策地域協議会の充実を図り、より地域に根ざした支援を行うために、日向市内の中学校区6校区毎に同協議会中学校校区部会を開催（6校区毎に年3回）し、関係機関との連携を図った。 保育園、幼稚園、学校との連携により、適切なサービスの提供や支援体制を整えた。	こども課
			日頃から子どもに接している学校関係者等に向けて、子ども等が発するSOSを見逃さず、暴力被害の早期発見に努めるよう指導した。	学校教育課

## 1 1 支援者の安全確保

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
136	支援者の個人情報管理の徹底	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底します。	相談対応においては、安易に相談員の個人名を相談者に伝えないことを申し合わせている。また、事務局と連携し、相談室の安全な環境確保に努めている。	関係各課
137	警察との連携・協力	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力してその安全確保に努めます。	相談室において相談を受ける場合、相談員に危険が及びそうな時は、警察と連携するようにしている。	地域コミュニティ課
138	支援者などの安全確保を図るための情報提供及び支援	被害者の親戚や友人、支援者等の安全確保を図るため、配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、市や警察を始め支援関係機関が連携して、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用支援を行います。	○市民課や警察と連携した「住民基本台帳事務におけるDV等支援措置制度」の案内、活用支援 (被害者及び関係者の身の安全確保手段として、制度に関する情報提供とその利用を支援している。)	地域コミュニティ課

## IV 被害者への生活再建支援

### 1 2 安定した暮らしを守るための生活・経済的支援

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
139	生活保護等の援護制度の活用	経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。	○生活保護の面接相談業務 相談件数：延べ405件 ※面接相談員2人(嘱託員)で対応。 ※相談者の多くが複合的な課題を抱えているため、庁内外関係機関と連携しながら助言・支援を行った。	福祉課
140	ハローワークにおける職業相談の情報提供	被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要です。ハローワークにおける職業相談の情報提供を行います。	市地域雇用創造協議会主催のセミナー案内等を、推進ルーム(さんびあ)内に配置し情報提供を行った。	地域コミュニティ課
141	就職のための技能習得の情報提供	有利な技能や知識を習得するための職業訓練や法制度に関する情報を提供します。	市地域雇用創造協議会主催のセミナー案内等を、推進ルーム(さんびあ)内に配置し情報提供を行った。	地域コミュニティ課
142	各種保育サービスの情報提供・利用支援窓口	各種保育サービスや相談事業の情報を提供し、育児の負担軽減を図ります。	○各種保育サービスの情報提供 ・子育て応援ハンドブック、市広報、HP等でのPR ・チャリ等で産前・産後サポート事業(ようこそあかちゃん相談カフェ、ノーバディーズパーフェクトプログラム)、家族・親子支援プログラム(コモンセンスペアレンティングプログラム)の紹介	こども課

143	自立困難な被害者への対応	心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、個々の状況に応じて福祉施設などへの入所を支援します。	市内相談支援事業所における相談支援専門員や行政、障がい福祉サービス提供事業所が連携して障がい福祉サービスの施設入所支援の相談及び支援を実施。 市内障がい福祉施設（施設入所支援）3カ所 利用者数1,246人（延べ数）	福祉課
			関係各課と連携した対応に務めている。	地域コミュニティ課

### 1 3 住宅確保のための支援

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業（取組）実績	担当課
144	市営住宅への優先入居	住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、市営住宅に優先的に入居させます。	○DVによる入居相談 10件（うち5件が入居） ○ストーカー相談 1件	建築住宅課

#### （主な現状と課題）

- 人権学習に取り組んだ学級が増えていることは、取り組んでいただきたい学習の一つに人権問題を挙げていることによるものと考えられる。今後も男女の問題、DV、子どもへの虐待など人権意識を高める学習への支援を行っていく。（文化生涯学習課）
- 県内でも白ポストを設置している自治体は減ってきているが、警察等関係機関と連携し、性暴力や性的商品化防止の啓発に努めていく。（文化生涯学習課）
- DVの背景には人権問題、男女の性別役割分担意識など社会構造的な問題がある。また、SNS等の発達により暴力が多様化していることから、若年層への啓発・予防教育に取り組む必要がある。併せて、人権出前講座の開催回数も増やしていく必要がある。（地域コミュニティ課）
- 地域活動への働きかけにおいて、毎年6月から7月の区加入促進月間の取組により、加入世帯数は一時的には増加するものの、人口減少による影響により区加入率は減少傾向にある。（地域コミュニティ課）
- 人権相談、行政相談の利用が少ない状況にある。相談会の内容を説明するなど周知・啓発に努めていきたい。（市民課）
- 平成29年度末に被災者支援システムを導入したので、災害時の被災情報の集約と個人情報の管理を徹底する。（防災推進課）
- 今年度から児童相談、児童虐待対応専任の社会福祉士を配置。更なる充実を図った。（こども課）
- 障がい者相談員や相談支援専門員に寄せられた相談については、相談者本人の同意を得て、市をはじめとする相談援助機関で課題解決のための支援を行っている。今後も相談しやすい環境の維持に努めたい。（福祉課）
- 障がい者虐待については法施行後、徐々に相談件数も増えてきている。障がい者虐待特有の相談も増えていることから、各関係機関と連携し対処することとしているが、通報内容により対応を県や労働局と連携しなければならない場合に通報から対処までに時間を要する。障がい者虐待の相談窓口について、さらなる周知を図りたい。（福祉課）
- 施設入所者の高齢化が進んでおり、より支援を必要とする方が増加している。施設職員も不足しつつある状況で、障がいのある方だけではなく、職員に対するケアも重要となってくる。（福祉課）
- 市営住宅は、平成31年度から指定管理者制度導入を予定している。個人情報の取扱いなど、入念な打ち合わせが必要。（建築住宅課）

## 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

### 主要課題9 セクシュアルハラスメント及び性犯罪の防止

セクシュアルハラスメント\*は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、本市の条例においても、男女共同参画社会の形成を阻害する権利侵害として明示しています。こうした権利侵害を容認しない社会環境の整備等の基盤づくりの強化を図るとともに、セクシュアルハラスメント及び性犯罪に対する相談体制及び関係機関との連携を強化し、総合的な防止対策を進めてきました。

#### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
109	被害者への各種相談窓口の周知【再掲】	被害者の安全確保に対する配慮を始め被害者の立場に立って、相談窓口の周知に努めます。	○相談窓口の周知・関係機関の連携 ・日向市DV対策庁内連絡会議 ・DV被害者保護支援ネットワーク会議（県北地区） ○街頭啓発や公共施設でリーフレット配布	地域コミュニティ課
145	市役所におけるセクシュアルハラスメント対策	セクシュアルハラスメント防止要綱を制定するとともに、相談窓口を設置します。また、セクシュアルハラスメント防止に向けて職員への周知を図ります。	要綱の制定について研究中。相談受付は人事係で行っている。平成28年度実績と同様である。	職員課
146	教育の場におけるセクシュアルハラスメント相談事業	各学校に「セクシャルハラスメント相談員」を配置し、相談しやすい環境づくりと相談者の心のケアに配慮しながら、相談できる体制づくりに努めます。	○コンプライアンス対策員（教頭）の配置・対応	学校教育課
147	セクシュアルハラスメントの防止に向けた広報・啓発の充実	学校・職場・地域におけるセクシュアルハラスメントの防止に向けた広報・啓発活動を行います。	○推進ルーム「さんびあ」での書籍やビデオ貸出 ○国・県主催講座案内や各種リーフレットを配置	地域コミュニティ課  （日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会）
			国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーや窓口に置き、周知を行った。	商工港湾課
148	関係機関との連携	宮崎労働局と連携して被害者の救済に取り組むとともに、各種相談機関を把握し、被害者に対しての相談機関の情報提供を行います。	各種相談機関の連絡先等を把握し、被害者に対して情報提供を行った。	地域コミュニティ課

#### （主な現状と課題）

- 市庁舎内での広報スペースで周知を行った。今後も関係機関への情報提供を行うとともに、効果的な広報・啓発に努める必要がある。（商工港湾課）
- 国や県から得られる情報を関係部署間で共有しながら、支援体制の充実に努めた。若年層への啓発は十分行っていないため、広報手段を検討し、学校等とも連携して取り組む必要がある。（地域コミュニティ課）

## 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

### 主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援

男女が互いに身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たつての前提と言え、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、生涯を通じた健康の享受につながるものです。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性があり、その生涯を通して、男性とは異なる心身及びその健康上の問題に直面するため、人権尊重の視点から多様なライフスタイル・ライフステージに応じた支援が必要です。近年の婚姻をめぐる変化や平均寿命の伸長に伴う健康に関わる問題の変化に加え、若い世代の性意識と性行動の変化に伴う若年母子への支援、性感染症の広がりへの対策など、多様な課題への対応が求められていることに対し、本市の条例でも「性の尊重に基づく健康への配慮」を基本理念として示し、性別に関係なく全ての人が、その生涯を通して身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受することができるよう心身の健康に関する支援を行ってきました。

#### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	平成29年度 事業(取組)実績	担当課
149	性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*）概念に関する情報の提供	性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識の普及に努めます。	市庁舎や推進ルーム「さんびあ」に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めた。	地域コミュニティ課
150	発達段階に応じた性教育の推進	性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切に する意識を育むために、児童・生徒の発達段階に応じた性 教育を進めます。	○性教育の指導（対象：全小・中学校） 学級活動を中心に年間3～5時間	学校教育課
151	健康づくりに対する意識の向上	思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などライフステージ に対応した適切な健康の保持増進ができるよう、健康に 関する知識の普及に努めます。	○各種検（健）診に関する啓発や健康づくりに関する講話 対象：高齢者学級、就学時健診	いきいき健康課
			○学校保健委員会等での啓発活動 ○専門機関による性に関する講演会（中学校） ○性教育授業（全小・中学校）	学校教育課
			○健康に関する学習を行った自主学級数 ・家庭教育学級：20学級 ・高齢者学級・女性学級：21学級	文化生涯学習課
			○母子保健に関する相談・情報提供 （妊娠届、出生届時など）	こども課

152	母子保健事業	母親及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠・出産・育児に関して、健診事業、保健指導事業等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健診（毎月実施） 対象：7か月児・1歳6か月児・3歳児</li> <li>○2歳6か月児歯科健診（毎月実施）</li> <li>○赤ちゃん相談 参加者：142組284人</li> <li>○育児教室（B e b eクラブ） 参加者：128組262人</li> <li>○すくすく相談 参加者：167組337人参加（父親は58人）</li> </ul>	こども課
153	健康教育・相談体制の周知	生涯を健康に過ごすことができるよう、相談体制を充実させ、相談環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康教育 高齢者クラブ・高齢者 開催数：63回（1,470人） 一般5回（214人）その他の団体（女性学級、学校等）10回（554人）</li> <li>○健康相談 一般（51人）</li> </ul>	いきいき健康課
154	各種検診・健診の受診率向上	生涯を健康に過ごすことができるよう、予防体制や各種検診の充実に努め、受診率向上に向けた啓発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○がん検診、国保特定健診、長寿健診、若年者・生保健診 実施期間：5月～平成30年2月 実施方法：個別検診（市内医療機関）と集団検診</li> <li>○未受診者への受診勧奨</li> <li>○無料受診券の発送</li> <li>○大腸がん検診での郵便検診</li> <li>○ひまわりタイムや、FMひゅうが、市の広報紙、庁舎ロビーでの展示などでの検診PR</li> </ul>	いきいき健康課
155	各種検診事業	医療機関やその他の検診機関と連携を図り、性差を考慮した受診しやすい環境の体制づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別検診 実施期間：5月～平成30年2月 実施機関：市内各医療機関</li> <li>○集団検診実施状況 胃がん検診：47会場 大腸がん検診：130会場 肺がん検診：103会場 ヘリカルCT検診：16会場 子宮がん検診：15会場 乳がん検診：40会場 特定健康診査：25会場</li> </ul>	いきいき健康課
156	食育の推進	児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、家庭・学校・地域が連携した食育活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○おやこの食育教室 開催数：7回 参加者：こども145人 大人 80人</li> <li>○「健康まつり」で食育コーナーを実施</li> </ul>	いきいき健康課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○食に関する計画を整備し、食に関する指導を実施（全小・中学校）</li> <li>○栄養教諭による食に関する指導の充実</li> <li>○「弁当の日」を各学校で設定</li> </ul>	学校教育課

157	食生活改善推進事業	食生活改善推進員と連携し、成人病等の慢性疾患の予防及び健康の保持増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活習慣病予防教室 開催数：4回 参加者：男性 16人 女性 52人</li> <li>○おやこ等食育教室 開催数：7回 参加者：大人 80人 こども 145人</li> <li>○低栄養予防教室 開催数：19回 参加者：男性 33人 女性 294人 高齢者世帯への訪問：427人</li> <li>○市が主催する保健事業への協力 「健康まつり」での試食・食育コーナーの運営</li> <li>○特定健診フォロー教室への支援</li> </ul>	いきいき健康課
158	心の健康づくり事業	ストレスやうつ病などの相談を気軽に受けられる体制づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康まつりでのコーナー設置(リーフレット等配布)</li> <li>○自殺予防月間啓発(Tシャツ等の着用)</li> <li>○対面型相談業務の実施(毎週木曜日)</li> <li>○FM、広報ひゅうがを活用した啓発(9月・3月)</li> <li>○市役所ロビーでのパネル展示(9月・3月)</li> <li>○自殺予防講演会(3月9日)約80名参加</li> <li>○日向市こころの電話帳(全戸配布)</li> </ul>	いきいき健康課
159	健康づくり推進事業	地域生活の視点に立った健康づくり推進事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康づくり推進員の配置 【平成29年度で終了】 各区1人(91人)・・・女性70人 男性31人 (活動内容) 健(検)診に特化した活動 健康づくり推進員自身の勉強会(実施3回) 希望する区において健康講座の実施 市が実施する保健事業や行事等への参加・協力 連絡協議会4回/年</li> </ul>	いきいき健康課
160	喫煙に関する正確な情報提供	喫煙が及ぼす健康への影響について、情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パネル展の開催 禁煙週間、健康増進月間</li> <li>○禁煙や受動喫煙防止のためのポスター掲示</li> <li>○「健康ひゅうが21計画(第2次)」の指標に基づき、関係機関・団体等と連携した取組を実施。</li> </ul>	いきいき健康課

161	青少年健全育成事業	青少年育成センターを拠点に、関係機関と連携し、有害図書などの規制のための活動を行います。	「白いポスト運動」による環境浄化を推進 実施回数：5回 回収数：545件 内容：雑誌246、ビデオ34、DVD261、小説3、その他1	文化生涯学習課
162	飲酒、喫煙、薬物乱用等をさせない環境の整備	児童・生徒に、飲酒・喫煙・薬物乱用等が身体に及ぼす影響について正しい理解を促します。	○青少年指導員による見回り活動 184回、632名	文化生涯学習課
			保健の時間や特別活動の時間の学習において、飲酒、喫煙、薬物乱用等の影響に対する正しい理解を促した。	学校教育課
163	生涯スポーツ振興	各種スポーツ・レクリエーションに関する情報収集・発信に努めながら、市民が積極的に参加できる各種スポーツ教室を開催します。	○市主催のスポーツ教室の開催（6教室） （ビーチボールバレー教室、夏休み親子スポーツ教室、バランスウォーキング教室、健康とスポーツ教室、キッズ体力向上プロジェクト、バリアフリースポーツ教室） 開催数：延べ47回 参加者：延べ766名	スポーツ振興課

### （主な現状と課題）

- 各種健診においては、希望が多い会場の日数を増やしたり、受付時間を区切ったりして案内した。また、夜間の健診（特定健診）を実施することで、受診しやすい体制を整えた。一方で若い世代の受診率が低い現状があり、情報が行き渡っていない可能性もあることから、PR方法を再度検討し、新規受診者の獲得や、継続受診者を増加させていくことが課題である。
- 平成28年度より、対面型相談事業の利用者件数は増加している。今後も啓発を行い、関係機関と連携しながら相談支援体制の充実を図っていく。
- 日向市健康づくり推進員事業については、昭和62年から実施してきた。しかし、近年は推進員のなり手が見つからず、各区長の負担も大きくなっていった。また、推進員自身も仕事や育児、介護などで活動が難しく、十分な活動が行えていない現状にあったことから、本事業を廃止し、それに代わって、いきいき健康課の保健師、栄養士が積極的に担当地区に出向き、区と連携しながら、より住民と近い場所で、その地区に合った健康づくり活動・健康教育等を進めていくこととした。（以上、いきいき健康課）
- 青少年指導員による巡回指導により、青少年の非行を未然に防ぐ取り組みを図ることができた。併せて、飲酒、喫煙、薬物乱用等をさせない環境づくりの一環で、「白いポスト」を設置し見回りを行っている。県内で設置している自治体は減ってきているが、今後も警察等関係機関と連携し、環境の浄化に努めていく。（文化生涯学習課）
- 現在、スポーツ教室の開催については、市の広報紙やホームページ等を活用して周知しているが、より多くの市民に参加してもらえるような広報手段を検討していきたい。（スポーツ振興課）

# 数 値 目 標 一 覧

(計29)

(プラン掲載P71～73)

## 主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実

	項 目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	実績 平成31年度	実績 平成32年度	実績 平成33年度	目標値 平成33年度	担当課 (関係課)
1	固定的性別役割分担意識に捕らわれない市民の割合	50.50%						60%	地域コミュニティ課
2	男女共同参画社会づくり推進ルームの認知度	13.90%						30%	地域コミュニティ課
3	男女共同参画社会づくり推進ルームが主催する講座の受講者数	275人	404人					350人	地域コミュニティ課
4	よのなか教室の実施校	12/20校	20/20校					20/20校	学校教育課

## 主要課題2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

	項 目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	実績 平成31年度	実績 平成32年度	実績 平成33年度	目標値 平成33年度	担当課 (関係課)
5	人権に関する講演会などへの参加者数	520人	470人					550人	地域コミュニティ課

## 主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

	項 目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	実績 平成31年度	実績 平成32年度	実績 平成33年度	目標値 平成33年度	担当課 (関係課)
6	「家庭生活の場で男女が平等になっている」と感じる割合	35.90%						50%	地域コミュニティ課
7	市の男性職員の配偶者出産休暇の平均取得日数	2.36日	4.25日					5日	職員課
8	市の男性職員の育児参加のための休暇又は育児休業の取得割合	4%	8%					80%	職員課

## 主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備

	項 目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	実績 平成31年度	実績 平成32年度	実績 平成33年度	目標値 平成33年度	担当課 (関係課)
9	「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う企業数	34社	48社					60社	商工港湾課
10	家族経営協定締結農家数	23戸	23戸					25戸	農業委員会 農業畜産課
11	女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定届出数（従業員300人以下の企業）	—	0社					20社	地域コミュニティ課 商工港湾課

主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備

	項目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	実績 平成31年度	実績 平成32年度	実績 平成33年度	目標値 平成33年度	担当課 (関係課)
12	ファミリー・サポート・センター年間利用者数	336人	229人					400人	こども課
13	高等職業訓練促進給付受給者の就職率	100%	100%					100%	こども課
14	児童虐待防止に関する啓発活動の回数	3回	3回					5回	こども課
15	就労移行支援事業などの利用者数	277人	136人					306人	福祉課
16	地域で自主的に開催している介護予防教室の数	5か所	56か所					50か所	高齢者あんしん課

主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

	項目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	実績 平成31年度	実績 平成32年度	実績 平成33年度	目標値 平成33年度	担当課 (関係課)
17	審議会等委員に占める女性の割合	22.90%	26.10%					40%	地域コミュニティ課
18	市の職員の係長職以上に占める女性の割合	19.89%	20.00%					25%	職員課
19	女性認定農業者数	6人	12人					8人	農業畜産課

主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進

	項目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	実績 平成31年度	実績 平成32年度	実績 平成33年度	目標値 平成33年度	担当課 (関係課)
20	男女共同参画社会づくり推進ルームで開催する地域づくり・防災講座の受講者数	18人	36人					50人	地域コミュニティ課
21	消防団実員数に占める女性の割合	2%	2%					5%	消防本部

主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

	項目	現状	実績	実績	実績	実績	実績	目標値	担当課 (関係課)
		平成27年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成33年度	
22	DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	男性 39.1% 女性 60.3%						男性 50.0% 女性 70.0%	地域コミュニティ課
23	配偶者・交際相手に対して「誰のおかげで生活できるんだ」など侮辱する行為を暴力と認識している人の割合	57.30%						70%	地域コミュニティ課
24	デートDV防止講座の実施回数	1回	0回					3回	地域コミュニティ課

主要課題9 セクシュアルハラスメント及び性犯罪の防止

	項目	現状	実績	実績	実績	実績	実績	目標値	担当課 (関係課)
		平成27年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成33年度	
25	セクシュアルハラスメント及び性犯罪防止に関する広報活動	—	2回					3回	地域コミュニティ課

主要課題10 生涯を通じたに応じた心身の健康保持の支援

	項目	現状	実績	実績	実績	実績	実績	目標値	担当課 (関係課)
		平成27年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成33年度	
26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	1回	0回					3回	地域コミュニティ課
27	子宮がん検診受診率 ※	16.3%	17.3%					50.0%	いきいき健康課
28	乳がん検診受診率 ※	18.4%	17.3%					50.0%	いきいき健康課
29	特定健康診査受診率	31.3%	31.5%					60.0%	いきいき健康課

※がん検診の算定対象者（母数）は、平成26年度までは職域健診受診可能者を除く推計人口でしたが、平成27年度から現住人口に変更されたため、平成27年度の現状値を修正しております。併せて、目標値も設定し直しました。

## 5 総括

本市では、性別にかかわらず、その能力と個性を發揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成29年3月に「第5次プラン」を策定し、プランに沿った各事業（全163事業）を実施してきており、今年度は最初の実施年度となりました。

プランを推進する上で、男女共同参画社会の促進に直接的に影響を及ぼす事業だけではなく、間接的に影響を及ぼす事業についても、「男女共同参画の視点」に立った取組を行うことで、本来の事業成果を得るだけでなく、男女共同参画社会の形成につながる推進体制の機能の強化が期待できます。今年度の実績については、以下の見解を付記し、次年度につなげていくこととします。

### 【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会に向けた基盤整備

男女共同参画に向けた基盤整備においては、従来からの研修や学習機会が継続的に実施されたことに加え、市内の小・中学校では、『性別に分けない名簿』（男女混合名簿）の推進に取り組み、ひとり一人の個を尊重する人権意識の醸成を図りました。一方で、学習機会の提供においては、人々に関心を持って参加してもらえよう、内容や広報手段等への創意・工夫が求められています

### 【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野における女性の活躍

女性活躍推進法に基づく施策や、ライフステージに応じた新たな施策など、多様化する生活形態を支援する様々な取組が行われました。今後は、少子高齢化の進行や個人の価値観の多様化に伴い人々が抱える問題も複雑多様化していることにも着目し、相談体制の充実を図っていく必要があります。

### 【基本目標Ⅲ】 安全・安心な暮らしの実現

あらゆる形態の暴力の防止と救済に向けては、関係各課間で連携しながら相談体制の充実に努めるとともに、その予防となる啓発にも力をいれています。今後も引き続き人権問題、男女の性別役割分担意識など社会構造的な問題に目を向けながら、若年層への啓発・予防教育に取り組む必要があります。また、人々が心身ともに健康で、生涯を通して身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受できるような環境づくりを進めていく必要があります。

### 【数値目標】

29項目の数値目標においては、国の基準値が変更されたことにより、一部目標値の変更を伴った項目もありましたが、平均して6割程度の達成率となりました。

「審議会等委員に占める女性の割合」では、現状から3.2%の上昇が見られたものの、目標とする40%にはまだ遠いのが現状です。今後、政策・方針決定過程においての女性の参画を拡大し、多様な施策の展開や地域づくり・防災体制の推進につなげる上でも、性別に捕らわれない多様な意見が反映されるよう、市民講座や様々な学習の機会等を通じた啓発等も行っていく必要があります。

持続可能で活力ある地域社会を維持していくためには、女性の活躍を推進するだけでなく、男性の働き方・暮らし方の見直しにも注目する必要があります。性別にかかわらず、全ての人が人権を尊重され、多様な生き方や個性が發揮できる「男女共同参画社会の実現」を目指して、行政と市民、事業所、各関係機関が一体となった取組を推進していくことが、今後一層重要になっています。

**【資料】**

- 女性の参画状況「審議会等における女性委員の割合」（平成29年4月1日現在）  
P46～48
  
- 日向市男女共同参画推進条例  
P49～52
  
- 用語解説  
P53～54

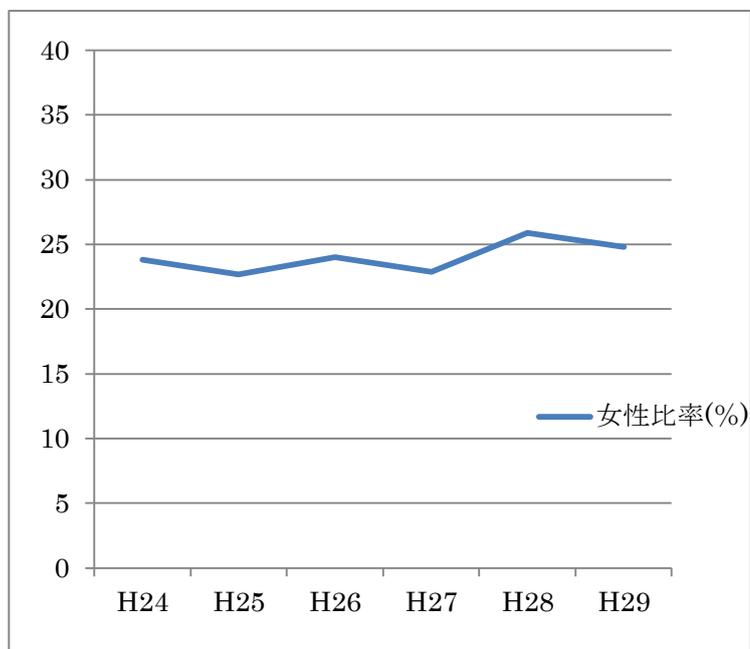
## 女性の参画状況（審議会等における女性委員の割合）

日向市男女共同参画プラン目標数値の達成状況(平成 24 年度以降)

市では、地方自治法により定めのある審議会等の附属機関等の委員への女性委員割合について、「日向市男女共同参画プラン」（以下「プラン」という。）に基づき、「附属機関等の設置及び運営に関する指針」でその割合を 40%以上にするを努力目標としています。

年度	女性委員比率(%)
平成 24 年度	23.8
平成 25 年度	22.7
平成 26 年度	24.0
平成 27 年度	22.9
平成 28 年度	25.9
平成 29 年度	25.2

(29 年度の詳細は次ページに記載)



注) 前プランにあたる「第 4 次日向市男女共同参画プラン」策定年度(平成 24 年度)以降の達成状況を示している。

### 【地方自治法】

第 180 条の 5 により置かなければならない委員会（※本市関連）

- ・教育委員会 ・選挙管理委員会 ・公平委員会 ・監査委員 ・農業委員会
- ・固定資産評価審査委員会

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- ② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- ③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

### 【附属機関等の設置及び運営に関する指針】

（附属機関等の委員の選任）

第 5 条 附属機関等の委員の選任に当たっては、当該附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、次に掲げる事項に留意するものとする。

（1）委員の構成

委員は、幅広い分野、年齢層から適切な人材を選任するように努めること。

（2）女性の参画

附属機関等の委員への女性の積極的な参画を促進するため、日向市男女共同参画プランに基づいて、女性委員の割合が 40 パーセント以上になるよう努めるものとする。

女性の参画状況(審議会等における女性委員の割合)

※平成29年4月1日現在

【男女共同参画プランでの目標設定の対象である審議会等】

- ・審議会等への女性の登用(地方自治法第202条の3に基づく審議会等
- ・地方自治法第180条の5に基づく委員会等
- ・その他要綱等により設置されているもの (広域設置の審議会等及び、休止、発令のない審議会等は除外)

	課かい名	202 条の3	180 条の5	附属機関等	設置根拠	委員 人数 (人)	【女性の割合調査】	
							うち女性委員(人)	女性の割合(%)
1	教育総務課		1	教育委員会	地方自治法第180条の5	4	2	50.0%
2	総務課		1	日向市公平委員会	地方自治法第180条の5、日向市公平委員会設置条例	3	1	33.3%
3	総務課		1	日向市固定資産評価審査委員会	日向市固定資産評価審査委員会条例	3	1	33.3%
4	選挙管理委員会事務局		1	選挙管理委員会	地方自治法第180条の5	4	2	50.0%
5	監査委員会事務局		1	監査委員	地方自治法第180条の5	2	0	0.0%
6	農業委員会事務局		1	農業委員会	地方自治法第180条の5	28	2	7.1%
7	いきいき健康課			「健康ひゅうが21計画」推進会議	「健康ひゅうが21計画」推進会議設置要綱	15	6	40.0%
8	いきいき健康課			日向市特定健診・保健指導推進委員会	日向市特定健診・保健指導推進委員会設置要綱	12	4	33.3%
9	学校教育課	1		就学支援委員会	日向市就学支援委員会条例	20	12	60.0%
10	学校教育課			日向市キャリア教育推進懇話会	日向市キャリア教育推進懇話会設置要綱	30	3	10.0%
11	環境政策課	1		廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7 日向市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	11	3	27.3%
12	環境政策課	1		環境保全審議会	環境基本法第44条、日向市環境基本条例、日向市環境 保全審議会規則	19	3	15.8%
13	観光交流課			日向市観光推進プロジェクト会議	日向市観光推進プロジェクト会議設置要綱	19	9	47.4%
14	観光交流課			ひゅうがお舟出プロジェクト推進委員会	ひゅうがお舟出プロジェクト推進委員会設置要綱	16	3	18.8%
15	観光交流課			サーフタウン日向基本構想策定会議	サーフタウン日向基本構想策定会議設置要綱	16	2	12.5%
16	学校給食センター	1		日向市学校給食センター運営審議会	日向市学校給食センター設置条例	18	4	22.2%
17	教育総務課			学校施設開放検討委員会	日向市学校施設開放検討委員会設置要綱	18	3	16.7%
18	建築住宅課	1		日向市建築審査会	日向市建築審査会条例	7	2	28.6%
19	高齢者あんしん課			養護老人ホーム入所判定委員会	日向市養護老人ホーム入所判定委員会設置要綱	7	1	14.3%
20	高齢者あんしん課			地域包括支援センター運営協議会	日向市地域包括支援センター運営協議会設置要綱	15	4	26.7%
21	高齢者あんしん課			地域密着型サービス運営委員会	日向市地域密着型サービス運営委員会設置要綱	15	4	26.7%
22	国民健康保険課	1		国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条	14	1	7.1%
23	こども課			日向市要保護児童対策地域協議会	日向市要保護児童対策地域協議会設置要綱	17	2	11.8%
24	こども課	1		日向市子ども・子育て会議	日向市子ども・子育て会議条例	20	10	50.0%
25	財政課			第三セクター経営検討委員会	日向市第三セクター経営検討委員会設置要綱	7	2	28.6%
26	財政課			公有財産管理運用委員会	日向市公有財産管理運用委員会設置要綱	7	0	0.0%
27	市街地整備課	1		日向市駅周辺土地区画整理審議会	土地区画整理法第56条	10	2	20.0%
28	市街地整備課	1		財光寺南土地区画整理審議会	土地区画整理法第56条	15	1	6.7%
29	市街地整備課			日向市全市緑花推進協議会	日向市全市緑花推進協議会設置要綱	11	6	54.5%
30	商工港湾課	1		企業立地促進審議会	日向市企業立地促進条例	10	1	10.0%
31	商工港湾課			中小企業振興事業推進会議	日向市中小企業振興事業推進会議設置要綱	20	2	10.0%

女性の参画状況(審議会等における女性委員の割合)

	課かい名	202 条の3	180 条の5	附 属 機 関 等	設 置 根 拠	委 員 人 数 (人)	【女性の割合調査】 うち女性委員(人)	
							①	女性の割合(%)
32	消防本部	1		水防協議会	水防法第26条	17	0	0.0%
33	職員課			行政改革推進委員会	日向市行政改革推進委員会設置要綱	14	2	14.3%
34	スポーツ振興課	1		スポーツ推進委員	スポーツ基本法第31条、日向市スポーツ推進委員に関する規則	16	8	50.0%
35	スポーツ振興課			文化スポーツ振興基金事業推進委員会	日向市文化スポーツ振興基金事業推進委員会要綱	10	2	20.0%
36	総合政策課			日向市市民バス検討委員会	日向市市民バス検討委員会設置要綱	10	2	20.0%
37	総合政策課			日向市まちひ・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	日向市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱	14	1	7.1%
38	総務課	1		日向市情報公開・個人情報保護審査会	日向市情報公開・個人情報保護審査会条例	5	2	40.0%
39	総務課	1		日向市個人情報保護審議会	日向市個人情報保護条例	7	2	28.6%
40	総務課	1		日向市行政不服審査会	日向市行政不服審査法施行条例	5	2	40.0%
41	地域コミュニティ課	1		男女共同参画推進審議会	日向市男女共同参画推進条例	14	10	71.4%
42	地域コミュニティ課			ひまわり基金事業推進協議会	日向市ひまわり基金事業推進協議会要綱	12	5	41.7%
43	地域コミュニティ課			国際交流まちづくり推進協議会	日向市国際交流まちづくり推進協議会要綱	8	4	50.0%
44	地域コミュニティ課			市民まちづくり支援事業審査会	日向市市民まちづくり支援事業補助金交付要綱	13	3	23.1%
45	図書館	1		図書館協議会	日向市立図書館条例	10	6	60.0%
46	農業畜産課			日向市人・農地プラン作成検討会議	日向市人・農地プラン作成検討会議設置要綱	13	5	38.5%
47	農業畜産課			日向市環境保全型農業推進協議会	日向市環境保全型農業推進協議会設置要綱	12	4	33.3%
48	福祉課	1		民生委員推薦会	民生委員法	12	2	16.7%
49	福祉課			地域福祉推進委員会	日向市地域福祉推進委員会設置要綱	15	7	46.7%
50	福祉課			日向市障がい者虐待防止連絡会	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、日向市障がい者虐待防止連絡会設置要綱	14	4	28.6%
51	福祉課			日向市子どもの未来応援会議	日向市子どもの未来応援会議設置要綱	18	3	16.7%
52	福祉課			日向市障がい者差別解消支援地域協議会	日向市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱	14	4	28.6%
53	文化生涯学習課	1		社会教育委員会	社会教育法第15条、日向市社会教育委員条例	13	6	46.2%
54	文化生涯学習課	1		日向市公民館運営審議会	社会教育法第29条、日向市公民館条例	13	6	46.2%
55	文化生涯学習課			社会教育指導員	社会教育指導員に関する規則	12	4	33.3%
56	防災推進課	1		防災会議	日向市防災会議条例	40	2	5.0%
57	防災推進課	1		国民保護協議会	日向市国民保護協議会条例	40	2	5.0%
58	林業水産課			日向市有害鳥獣対策協議会	日向市有害鳥獣対策協議会設置要綱	10	0	0.0%
59	林業水産課			日向市漁業担い手育成推進会議	日向市漁業担い手育成推進会議設置要綱	8	3	37.5%
60	議会事務局	1		市議会情報公開審査会	日向市議会情報公開条例	5	2	40.0%
61	東郷病院			日向市立東郷病院改革プラン検討委員会	日向市立東郷病院改革プラン検討委員会設置要綱	5	0	0.0%
						827	208	25.2%

# ○日向市男女共同参画推進条例

平成 20 年 2 月 28 日  
条例第 7 号

## 目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 14 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 15 条—第 24 条)

第 3 章 日向市男女共同参画推進審議会(第 25 条)

第 4 章 雑則(第 26 条)

附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、我が国では、国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

日向市においても、これまで国や県の動向を踏まえ、性別にかかわらず社会のあらゆる分野において活躍することができる男女共同参画社会のまちづくりをめざした取組を、市民活動との連携を図りながら進めてきたが、その実現を妨げるような性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度や慣行が依然として根強く存在しており、その改善を図るために取り組むべき課題は多く残されている。

一方、少子高齢化の進行や産業・経済構造の変化等に対応していく上で、性別にかかわらずすべての人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)においても 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題とされている。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、ここに、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができ、かつ、すべての人が共に責任を負う男女共同参画社会の実現をめざすことを決意し、市、市民、事業者及び教育に携わる者が協働して、一人ひとりが大切にされるまち日向市を築くために、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、男女共同参画社会の形成について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 性別にかかわらずすべての人(以下「すべての人」という。)が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もってすべての人が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者又は滞在する者(通勤、通学等で滞在する者をいう。)及び市内に活動拠点を置く市民団体等に所属する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、あらゆる事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 社会のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。

(すべての人の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、すべての人の個人としての尊厳が重んじられること、すべての人が性別による差別的取扱いを受けないこと、すべての人が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他のすべての人の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、すべての人が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(多様な活動に参画する機会の確保)

第6条 男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が多様な活動に参画できる機会を確保するため、社会のあらゆる分野における活動の主要な役割が、性別による固定的な役割分担等を反映して、偏ることのないように配慮されなければならない。

(性の尊重に基づく健康への配慮)

第7条 男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が、それぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されなければならない。

(教育における配慮)

第8条 男女共同参画社会の形成は、社会のあらゆる分野における教育について、男女共同参画社会の形成の促進が配慮されること並びにすべての人に生涯にわたる男女共同参画社会に関する教育及び学習の機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(国際理解及び国際協力)

第9条 男女共同参画社会の形成に当たっては、国際社会における取組の動向を踏まえ、国際理解及び国際協力の理念の下に行われるように配慮されなければならない。

(市の責務)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成の促進を主要な政策と位置付けるとともに、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者及び教育に携わる者(以下「市民等」という。)と連携し、男女共同参画社会の形成を図るよう努めなければならない。

3 市は、公衆に表示する情報において、男女共同参画社会の形成を阻害するおそれのある表現を行わないようにしなければならない。

(市民の責務)

第11条 市民は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、その事業又は活動において、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業又は活動を行うに当たり、男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるとともに、就業又は活動と家庭生活との両立ができる環境の整備に努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第13条 教育に携わる者は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第14条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。)
- (3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えられる暴力的行為をいう。)

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市は、基本計画を策定しようとするときは、第25条に規定する日向市男女共同参画推進審議会(以下第20条第3項において「審議会」という。)に諮問しなければならない。

3 市は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての配慮)

第16条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(政策の立案及び決定の過程への共同参画)

第17条 市は、政策の立案及び決定の過程におけるすべての人の参画を促進するため、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、附属機関及びこれに類するものにおける委員を委嘱する場合には、その委員のうち男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第18条 市は、男女共同参画社会に関する市民等の理解を深めるため、広報、啓発及び教育を行うものとする。

(市民等への支援)

第19条 市は、市民等が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第20条 市長は、性別による権利侵害の行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為に係る事案について、市民等からの相談があった場合は、必要に応じて国、県その他の関係機関及び関係団体と連携を図り、当該相談を適切に処理するものとする。

2 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長は、前項の苦情の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第21条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(事業者への協力依頼等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、市の出資する法人及び補助金、交付金、貸付金等の財政支援を行う事業者に対し、男女共同参画社会の形成への取組に関して報告を求め、適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(推進体制の整備等)

第23条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する拠点施設として、日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム条例(平成13年日向市条例第22号)に規定する日向市男女共同参画社会づくり推進ルームを位置づけ、その施設の機能の充実に努めるものとする。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第24条 市長は、毎年度、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 日向市男女共同参画推進審議会

(設置等)

第25条 市長の附属機関として、日向市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第15条第2項(同条第4項の規定により準用される場合を含む。)及び第20条第3項の規定により、市長に意見を述べること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(3) 必要があると認めるときは、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項を自ら調査審議し、市長に意見を述べること。

3 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前5項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている第3向日向市男女共同参画プランは、第15条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

○用語解説

用語	内容
エンパワメント	力（パワー）を付けることの意味。女性のエンパワメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を付けることを意味する。
家族経営協定	農業に従事する家族構成員が対等に経営に参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などを明記した協定。
高等職業訓練促進給付	ひとり親家庭の父又は母が就職を有利にするため資格を取得する際、その養成訓練の受講期間の生活負担の軽減を図る目的で給付金を支給するもの。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」	働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表に関し、国や地方公共団体は、特定事業主として義務付けられている。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」という。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
仕事と生活の調和	誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。
性的マイノリティ	身体の性と心の性が一致せず、身体の性に持続的に違和感を持つ状態（性同一性障がい）にある人、恋愛や性愛の対象（性的指向）が同性または両性である人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人など、またはそうした状態のこと。ただし、性のあり方は様々であり、これ以外の人または状態を含めて表す場合もある。
セクシュアルハラスメント	職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなること。
ソーシャル・ネットワークング・サービス（SNS）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。

デートDV	結婚していない交際中の男女間で起こる暴力のこと。
特定健康診査	メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した健康診査。
妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い	妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」と言う。また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」と言う。
配偶者等からの暴力（DV） （ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や婚姻関係にあった相手、事実婚の相手、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のこと。身体に対する暴力だけでなくこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含む。
ファミリー・サポート・センター	サービスを提供したい者と受けたい者が会員となり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助組織。
保護命令制度	被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所が被害者からの申し立てにより、身体に対する暴力等をふるった配偶者や元配偶者に対し、一定期間、被害者を始め被害者の子どもや親族へのつきまとい行為等の禁止や被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を命じるもので、その命令違反には刑罰が科される。
ポジティブ・アクション （積極的改善措置）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思のよって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の三つを構成要素とする複合的な能力のこと。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	平成6年の国際人口／開発会議及び平成7年の第4回世界女性会議において提唱された概念。生涯にわたり避妊・妊娠・中絶・出産の全ての過程において、他者の強制ではなく自ら決定する権利のこと。また、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。
リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律による規制の対象となる。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではない。

